

第19回弁護士業務改革シンポジウム反訳録 第4分科会

「青少年アスリートのスポーツ権の確保と弁護士の役割」

～その心身の健康と安全を守るために～

2015年（平成27年）10月16日

【司会】 大変長らくお待たせいたしました。ただいまより、第19回弁護士業務改革シンポジウム第4分科会「青少年アスリートのスポーツ権の確保と弁護士の役割～その心身の健康と安全を守るために～」を開催いたします。

本分科会の総合司会を担当いたします、弁護士の伊東卓と申します。本日は、どうぞよろしくお願い申し上げます。（拍手）

本分科会では、シンポジウムの内容を記録し、また成果を普及に利用するため、会場での写真撮影及び録音を行っております。撮影した写真及び録音した内容は、日本弁護士連合会の会員向けの書籍やDVDのほか、ホームページ、パンフレット、一般向けの書籍やDVDにも利用させていただくことがございます。なお、本分科会については、登壇者を除き、撮影は背後からのみ行いますので、お知らせいたします。

また、会場内は、指定の場所を除き、禁煙です。喫煙スペースは、1階及び2階にございます。

それでは、まず、本分科会の配布物の確認をさせていただきます。二つあります、一つは、本分科会の資料、こちらになります。表紙が青色で、14ページあります。もう一つは、アンケート用紙です。この黄色の用紙です。アンケートについては、ぜひご協力をお願いいたします。記入後は、近くのスタッフにお渡しください。なお、乱丁・落丁、不足等ございましたら、会場入り口前の分科会受付スタッフにお声掛けください。

また、本日の分科会では、ご希望の方に質問・意見用紙をお渡ししております。ご入り用の方は、会場入り口前の分科会受付スタッフにお声掛けください。

次に、本分科会の大きなスケジュールをご案内いたします。資料、先ほどの青いものですがけれども、こちらの1ページの進行予定をご覧ください。ただいまから12時まで午前の部、12時から13時まで昼食休憩1時間を挟みました後、13時から16時30分まで午後の部を開催いたします。なお、午後の部では、途中、10分程度の休憩時間を予定しております。また、第4分科会では、お昼の時間帯、12時から13時ですが、この時間帯に、スポーツに関する無料法律相談を実施いたします。当日でも受け付けをしておりますので、ご希望の方は第4分科会受付にその旨お申し出ください。係の者がご案内をさせていただきます。

それでは、弁護士業務改革委員会委員で第4分科会会長の酒井俊皓弁護士から、開会挨拶と趣旨説明をさせていただきます。よろしくお願いいたします。

【酒井】 皆さん、おはようございます。ただいま紹介がありました、本分科会長をさせていただきます、酒井と申します。本日は、よろしくお願いいたします。

過日のラグビーのワールドカップ・イングランド大会における日本代表チームの大活躍は、ラグビーファンのみならず、私はあまりラグビーファンではなかったのですが、大変感銘を受けました。2019年にはこのラグビーのワールドカップ大会、また2020年には東京オリンピック・パラリンピックが開催されます。これに向けて、国を挙げてスポーツに対する関心が高まっています。

特に、次代を担う青少年アスリートの活動や活躍、あるいはスポーツ環境については、多くの関心が払われているところです。

青少年スポーツは、高校野球に代表されるように、大変、夢や感動を与えてくれるものですが、一方、昨年的高校野球の春の大会で安楽投手が9日間で772球を投げたということが、後で発表がありますが、過日アメリカに調査に行ったときにも、向こうでも大きく取り上げられており、どうなっているのだということで、話題になっていました。少なくとも、我が国の青少年スポーツの実情を見ますと、スポーツ指導における暴力だとか、セクハラ、あるいは部員間の暴力といった暴力問題、長時間の練習や試合によるオーバーユースによる障害の発生、それから、青少年アスリートのスポーツ活動を優先させることによる、教育を受ける権利の侵害ということが起こっております。また、重大なスポーツ事故や、脳震盪に起因する後遺症の発生等についても、問題となっております。いかに青少年アスリートの健康と安全を守るかということが、喫緊の課題であろうと考えております。青少年アスリートの特徴は、スポーツ基本法第2条第2項に規定されておりますとおり、心身の成長の過程にあることにあります。こうした特徴から、成人アスリート以上に健康・安全の保護が必要であると考えられるわけであります。

暴力問題は、桜宮高校事件、全柔連女子選手事件に見られるように、全てのアスリートのために根絶しなければならない、重大な問題です。特に、学生である青少年アスリートに対する暴力は、学校の部活動という逃げ場のないところで行われており、いまだに学校における暴力がマスコミの材料になっている現状からも、徹底した対策がとられる必要があると考えております。

事故予防、障害問題についても、これも全てのアスリートの問題ではありますが、肉体的に成長過程にある青少年アスリートにとって、成人アスリートと異なり、その発育の段階に応じて発育を阻害するようなことがあってはならないと考えており

ます。

また、青少年アスリートのほとんどが学生であることから、長時間の練習やスポーツ特待生問題に見られるように、教育を受ける権利の侵害が生じないよう、特別な配慮が必要とされるところであります。スポーツ基本法は、前文及び第2条第1項において、スポーツは、とりわけスポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利とした上で、同条第2項において、「心身の成長の過程にある青少年のスポーツが、体力を向上させ、公正さと規律を尊ぶ態度や克己心を培う等人格の形成に大きな影響を及ぼすものであり、国民の生涯にわたる健全な心と身体を培い、豊かな人間性を育む基礎となるものであるとの認識の下に、学校、スポーツ団体、家庭及び地域における活動の相互の連携を図りながら推進されなければならない」と規定して、青少年スポーツが特別な意義を有するものであることを認めております。また、同法第14条においては、「国及び地方公共団体は、スポーツ事故その他スポーツによって生じる外傷、障害等の防止及びこれらの軽減に資するため、指導者等の研修、スポーツ施設の整備、スポーツにおける心身の健康の保持増進及び安全の確保に関する知識の普及その他の必要な措置を講ずるよう努めなければならない」と規定し、スポーツ振興法がスポーツ事故についての規定であったのと異なり、スポーツ障害の予防についても配慮義務を認めております。

オリンピック・パラリンピックを機に、本年10月1日にスポーツ庁が創設されました。これによって、特に子供たちのスポーツ離れが言われる昨今、子供たちがスポーツに親しみ、将来にわたってスポーツを楽しめるような、幅広い施策がなされるよう、期待するところであります。

青少年アスリートの権利の確保について、アメリカでは、インディアナ大学が学生アスリートの権利章典を制定しており、また、MLBと全米野球協会による、18歳以下のピッチャーの投球制限ガイドライン、いわゆる「PITCH SMART」、それから、サッカーのヘディング制限や、各スポーツにおける脳震盪におけるガイドライン等、さまざまな取組がなされております。

日弁連も2年前の第18回弁護士業務改革シンポジウムにおいて、「スポーツ基本法と弁護士の役割～体罰・セクハラ・スポーツ事故の防止 グッドガバナンスのために～」を開催し、スポーツに関する法的問題の相談窓口の設置と、弁護士・弁護士会の取組について、提言をしました。そして、本年10月2日の日弁連の人権大会では、スポーツと人権につき、特別報告を行っております。

青少年アスリートのスポーツ環境の現状を検討し、スポーツにおける障害、投球数やサッカーのヘディングにおける障害、脳震盪等についての理解に努め、これらに対するガイドラインの研究・提言、また、長時間の練習等の制限による教育を受

ける権利の確保等についての提言や、スポーツ仲裁機構による法的救済等につき検討し、青少年アスリートの権利の確保について、弁護士・弁護士会がどのように関与し、その役割を果たすことができるか、本日は検討・勉強をしていきたいと思えます。

どうか、長時間にわたりますが、1日、よろしく願いいたします。(拍手)

【司会】 それでは、早速ですが、基調講演に入りたいと思います。基調講演は、文部科学大臣補佐官であり、東京大学及び慶応義塾大学教授の鈴木寛様による、「これまでのスポーツ振興の流れとスポーツ庁の設置について」でございます。

それでは、鈴木寛様、よろしく願いいたします。(拍手)

【鈴木(文部科学大臣補佐官・東京大学/慶応義塾大学教授)】 皆さん、おはようございます。ご紹介いただきました、鈴木でございます。本日は、この非常に大事なシンポジウムにお招きをいただきまして、ほんとうにありがとうございます。

実は私、下村大臣の退任とともに、一旦、文部科学大臣補佐官を辞職いたしました。「前」ということであります。今、酒井先生からお話がありましたが、10月1日にスポーツ庁ができました。私も、その開庁並びに、その後の鈴木新長官を交えた懇親会と申しますか、立ち上げ決起会と申しますか、そこにも出席をさせていただきました。スポーツ基本法の制定の議論以来、議論自体は2008年ぐらいから始まっておりましたが、この7年間、ほんとうにお一人お一人、感謝に堪えないわけですが、本日お集まりの弁護士の先生方に、ほんとうに局面、局面で大変な、お世話、ご指導をいただきました。もとを正せば2004年のプロ野球2リーグ維持ストライキからですが、このかれこれ12年間、弁護士の先生方と、私はその間に色々ポジションを変えておりますが、様々なコラボレーションをして、今のスポーツ庁設置に至る、もちろんその大前提となるスポーツ基本法の制定がありました。その間を振り返りまして、お話を申し上げたいと思います。

本日、ほとんどの方は弁護士の先生方でありますので、私が申し上げたいことは、この少なくとも7年間ぐらいのスポーツ政策と言いますのは、ある意味で、これからの他の行政分野、他の政策分野の先駆けとなる、弁護士のプロフェッショナルリズムと、役人あるいは政治家、もちろん、競技団体、学校現場の新しいガバナンス創造についてのコラボレーションの、色々な意味での先行事例がある。その中には、試行錯誤でありますから、非常にうまくいったこともあれば、課題になっていることもあるかもしれませんが、ここまでの流れは、私も元々は法学部の人間で、今現在は政策形成過程論の専門をこの20年間しておりますが、政策形成過程のプロセスから見たときに非常に特徴的な動きだったということ、まずもって申し上げたいと思います。言い方を変えれば、弁護士の先生方が我が国においても、立法に、

ルールメイキングに主体的な役割を果たすこと、こういう実践例になっております。これまでももちろんいろんな分野で、日弁連のコメントがある原案に対して寄せられて、その中で参照されるということはあったようですが、プロフェッショナルリズムを持った弁護士の皆さんがドラフティングの段階から、私は、黒ペン、赤ペンということをおっしゃっていますが、白地の原稿用紙に黒ペンをもって原案を書き、そして、それをいろんなステークホルダーに回して赤ペンを入れて政策形成というものがなされていくわけですが、これまでは、その黒ペンというのは基本的には中央省庁の官僚が握っていて、その中で弁護士会にも赤ペンを入れてもらう、あるいは、個別の審議会のメンバーとして、その分野の法曹関係者、弁護士の先生方に赤ペンを入れていただく、こういうことは多々あったわけですが、この7、8年はまさに黒ペンを弁護士の皆様方に握っていただいたというところが、非常に特徴的でした。むしろ、逆に言うと赤ペンを入れられたという、ある意味では新鮮な経験をされた先生方も多いのかもしれませんが、そういうことがスポーツの世界で起こっているということを、若い先生方も含めて、ぜひ共有をしていただきたいと思います。

このことは明らかに良いことでありまして、例えば文部科学省のスポーツ政策を例にとりませんが、基本的な立法事実というものがどういうルートで集まってくるかというと、まずは市町村教育委員会の体育教育部局というものがありまして、それが都道府県の教育委員会あるいは都道府県の色々な体育協会、そして最終的には、日本体育協会だとか、あるいは教育委員会と文部科学省が定期的にやっている場へのせられる。これは一つの例ですね。もう一つは、個別の地域のNFのブランチがあるわけです。私も今現在、日本サッカー協会の理事をしておりますが、例えば、神戸市サッカー協会があつて、兵庫県サッカー協会があつて、そして、サッカー協会のボードメンバーにもブロックごとの関西の代表というのは必ず出てきています。基本的にはこのルート二つから色々な政策資源を集めて、そして、それをもとに立法していく。こういうことだったわけです。

良いことしか入ってこないというのが、このルートのある意味で特徴でして、体育教育であり、あるいはスポーツの振興、それぞれ組織目的に応じて、基本的には一生懸命、動機上では非常に純な動機でもって各関係者は頑張っているわけですが、どうしても、その組織目的の中の内部のロジックといいますか、インサイダーのロジックでもって色々な判断が行われて、そして、その組織目的を実現するために国もサポートをしてくれると。税金でもって、あるいは国の色々な施設、リソースでもって、支援をしてくれる。こういうことだったわけです。ですから、スポーツ基本法ではなくてスポーツ振興法だったわけですが、もちろんそのことはこれからも重要なのですが、そこにもう1枚、アスリート・ファーストといいます

か、プレーヤーズ・ファーストといたしますか、まさに市民目線でといたしますか、それぞれの市民が、あるいは本日の文脈で言うと児童・生徒・学生たちが、そのスポーツの現場で一人の市民としてどういう日常があって、多くのスポーツ現場においてはいいアクティビティーが行われているわけではありますが、しかし、その中で非常に残念ながら、そうでない現場も少なからずあるわけで、そうした改善すべき現場の情報というもの、これまでの政策形成過程の中では、それを速やかに取り入れるということが出来かねていた。時々、新聞で大きな不祥事が報道されると、それに応じて何かが動く、こういうプロセスはあるわけですが、しかし、本日も報道関係者の方がいらっしゃいますが、報道が取り上げるタイミングというのはどうしても、ある程度の社会的インパクトを持ち、かつ、その報道のされ方というのは、世の中のある程度のアテンションを得られるインパクトになってからと、こういうことになります。しかし、もっと早い段階で様々なケースを真っ先に把握し、それを収集し、そして、こういう問題が先行的に潜んでいる、あるいは少しずつ顕在化している、こういった類いの情報を政策形成過程の場にのせていただくというか、そのチャネリングといたしますか、色々要するに、結審がついてない、あるいはまだ和解に至ってないというようなケースを、もちろん守秘義務を守りながらではありますが、しかし、こういう傾向値がある、あるいは今こういうことが係争案件として提起されていると、まさにオン・ゴーイングの半熟情報の段階で、リアルタイムで現場から情報が入ってくる。これが非常に重要な立法資源だったということを、この7年間で振り返って、つくづく痛感をする次第であります。

まずは、弁護士コミュニティーのプロフェッショナルの皆さんと私たち、私たちが何を指すのかというのは色々あるのですが、私も様々な立場で関わってきました。ある時は学者、ある時は国会議員もやっておりましたし、またある時は文部科学省のスポーツ担当副大臣をやっておりましたが、いずれにしても、このスポーツ基本法には非常に関わっていたと思います。その時に、今でも覚えておりますが、スポーツ振興法改正でいくという、それまでの国会の大きな流れと、いや、そうではないのだと、これはスポーツ振興法ではなくてスポーツ基本法にして、スポーツ権という概念をしっかりと位置づけなければいけないのだと、こういう主張がありました。当時、私は永田町・霞が関の中では非常にマイノリティーでありましたが、おそらく、私だけであれば、そのための理論武装も、あるいはそのための色々なエビデンスも、全く集めることが出来なかったと思いますが、本日お集まりの多くの皆様方とのまさにコラボレーションによって、理論武装であったり、あるいは、具体的な、非常に説得的なケースを集めていただいたり、あるいは海外の動向・エビデンス、またあるいは、まだ決着がついてない、そうした半熟の情報、こうしたもの

を集約させていただいたおかげで、スポーツ基本法という大きな枠組みをつくることができました。

先ほども幾つかの条文の引用をいただきまして大変ありがたく伺っていたのですが、このドラフティングは、実質的には私の仲間と当時の文部科学省の担当課の課長、課長補佐が行い、それを一文、一文、私が法令審査をすると、こういう実務でやってまいりましたので、ほんとうに一文、一文に私も相当な思い入れを持って作らせていただいたわけですが、極めて残念なことに、スポーツ基本法が平成23年に制定されまして、その直後から、色々なところで様々なインテグリティの問題が続出しました。そして、極めて残念なことに、スポーツ基本法が想定した各条文の、権利を守らなくてはいけないというものが、条文ごと見事に、その権利侵害事案が出てまいりました。そういう意味で、逆に、先ほどから何度も強調させていただいていますが、弁護士の皆さんのネットワークのセンサリング機能というのでしょうか、まだ顕在化してない課題を抽出すること、これは非常に重要だということです。なぜ私がここまで強調して申し上げるかということ、我が国の立法というのは基本的に全部、課題発生した後に、課題発生後追対応型立法であるということです。スポーツ基本法における課題先取り型立法というのは、私も全部の法制についてつまびらかに知っているわけではありませんが、政策立案の観点から少なくとも戦後の重要な立法については大体その内容を承知しておりますが、ほぼというか、極めてレアなケースだった。本来、立法というのは、世の中の理想的な姿、特に基本法などは、課題を先取りして、そこに向かっていくのだというのが基本法なのですが、日本においては残念ながら課題後追い型。それが社会問題化し、そして、国会で問題になり、それをどうするのだということですが、課題先取り型ができたということは、政策形成過程の関係からも非常に注目すべき変化であるということです。

それまでであれば、おそらく問題が生じてから右往左往し、そして、すごく性急にやっつけ仕事の色々なルールが継ぎはぎ継ぎはぎで出来ていって、今度はルール間の整合性というものにコンシステンシーがとれず、その間に挟まってスタックする、こういうことが往々にしてあるわけですが、スポーツ基本法の場合は、その課題については基本法の第何条に既に準備がある。基本的には、大きな立法体系としては、この基本法の想定の中で、この精神に基づいて対応していけばいい。大きくまず、ゼネラルな対処方針がぴしっと決まるわけですね。あるいは、役人や現場の指針的な方針として、基本法に立ち返るといふ。そこで作用法として不十分なもの、あるいは折衷法として不十分なものがあれば、それは追加的に立法措置をしていく。こういうことができました。

ですから、基本法が23年に出来てから27年までの4年間で、そういう意味でテクニカルな、例えば組織法としての独立行政法人スポーツ振興センター法の改正だとか、そういう改正が極めてタイムリーに行われるわけですね。例えば、スポーツ・インテグリティの問題が起きました。そして2013年に、私も、22歳以来、30年間ぐらい霞が関・永田町をうろうろしておりますが、おそらく問題が起こってから最短で、1カ月ぐらいで条文ができて審議が終わってという、この最速のスピードで立法化がなされたというのは、ほんとうに日本新記録という感じでしたが、それも、基本法で大まかな議論の枠組みがあったので、要するに、普通は、その立法目的だとか、そこから全部集めなきゃいけないのですが、そこで一通り色々な議論が出来ていますし、また熟議のプラットフォームが出来ていますから、最後はテクニカルなところだけ詰めればできる、しかもそれが超党派のフレームワークでぱっとできる、こういう速やかな対応をすることができました。そういう意味で、関係していただいた皆さんは、残念ながらまたこの条文が生きてしまったということをおわかりだと思いますが、ぜひ、ますますこの分野にこうしたコラボレーションの輪が、今は永田町・霞が関で起こっておりますが、これからもっともっと、例えば、都道府県レベルだとか、市町村レベルだとか、あるいは競技団体別に見ますと、まだまだ、スポーツ基本法の精神、あるいはスポーツ基本法の実装というものが行われていない分野が多々ございますので、本日のシンポジウムをきっかけにもう一段この輪が広がっていくことになればと思っています。

例えば、本日の学生の権利の話でも、スポーツ基本法では、スポーツをする権利、見る権利、支える権利、このようになっていきますから、先ほど問題が提起されました、例えば、教育を受ける権利の侵害であれ、もちろんオーバーユースの問題であれ、全部、スポーツをする権利の侵害事案として問題になってくるわけですし、そういう意味でもスポーツ権というものをしっかり入れてきたというのはよかったなと思っています。

話が飛びますが、2013年9月に、2020年の東京オリンピック・パラリンピックを決めるIOC総会が、ブエノスアイレスでございました。各国が様々なプレゼンテーションをするわけですが、あのときは、有力国としては、トルコ、スペイン、日本と、こういうことになりました。当然IOCもインテグリティの問題について、ドーピングをはじめ聞いてくるわけですが、我が国は非常に明快に答えられたわけです。スポーツ基本法にこのように書いてあって、そして、この春、スポーツ振興センターにこういう条文追加をして、こういう駆け込み窓口をつくり、そして、いつもボランティアで申し訳ないのですが、弁護士会の皆さんにきちんと相談ができる体制が整っていると、パーフェクトな答えで。そうしますと、他の国

はまだ、そういうことについて、十分な認識と体制整備がない。これはほんとうにくっきりとコントラストを持ってI O C委員の皆さんにも伝わったということも、ご紹介申し上げたいと思います。

そういうスポーツ基本法をいよいよ日々の行政として実装していかなければいけないと、こういうことをごさいます。スポーツ庁の設置も、基本法という後ろ盾がありましたので、というか、これがなければスポーツ庁は出来なかったなと思います。なぜならば、行政組織を新しくつくる場合のゼネラルルールとして、スクラップ・アンド・ビルド原則というのがございます。例えば、観光庁をつくるなど、海難審判庁を廃止して、観光庁をつくった。文部科学省にスポーツ庁をつくる場合には、庁は一つしかありませんから、文化庁を廃止しないとスポーツ庁はできない。経済産業省のように、資源エネルギー庁があつて、中小企業庁があつて、特許庁があつて、昔の工業技術院というのが今は産業総合技術研究所になっていますが、そういう外局がいっぱいあるところはまだ色々なことが出来るわけですが、おそらく、スポーツ基本法がなければ、落しどころは文化庁改め文化・スポーツ庁で終わっていた。スクラップ・アンド・ビルド原則をオーバーライトすることは、財務省が絶対許しませんから。我が国の政策形成過程上、特に1970年代以降、福田内閣以降のいわゆる財政規律路線の中で初めて、スクラップ財源が十分でない中、要するに、庁を廃止していないのにも関わらず、新しい庁が出来たというのは、非常に特異なケースです。消費者庁という例はございますが、これは内閣府に出来ているわけでありまして、各省庁の内局が増えるというのは、こういうことではありません。

ただ、その人事構成は非常にオール霞が関。これも、基本法の中にそういうことが盛り込んであり、そのことを実装したわけですが、従来の文部科学省の行政目的でありました、地域スポーツの振興、学校教育武道の振興、国際競技力、ガバナンス、オリンピック・ムーブメントというものを、さらに地域活性化、国民が生涯にわたり心身ともに健康で文化的な生活を営むことができるという、まさに憲法25条の精神をきちっと据えて実現をしていくという観点から、産業界、あるいは、健康増進、障害者スポーツ、スポーツ・フォー・トゥモロー、このように広げることが出来たということです。それで、今まではスポーツ・青少年局に四つの課がありましたが、今回は、鈴木大地長官のもとに、文科省からの次長、外務省からの審議官、そして、政策課、健康スポーツ課、ここは厚労省からの出向ですね。競技スポーツ課、国際課、オリンピック・パラリンピック課、これは国土交通省ですね。そして、参事官（地域振興担当）は農林水産省、参事官（民間スポーツ担当）は経済産業省。こういう形で新しい体制が出来上がったということです。

本日は、学生の権利と、こういうことがテーマになっております。皆さん、ご存じのように、現行の体制としては災害共済給付というものがあまして、このことをしっかりと引き続きやっていくということについてはスポーツ庁設置以後も何ら問題がないわけですが、一つの懸念として、ここはスポーツ庁設置に向けて幾つか議論があったことの一つなのですが、これまで学校教育の中でやっていた体育並びに部活というものをスポーツ庁に移管をするわけです。そのことが、健全なスポーツの振興ということであればいいのですが、勝つためのスポーツの振興ということになってしまうと、これまでは、勝つためのロジックと、教育のロジックと、この間の中におりましたので、一定の歯止めが、少しいびつな形と言ってもいいのかもしれませんが、カウンターバランスといいますか、このバランスの中で歯止めがなされていた。あるいは、最後は学校教育であるというところをよりどころにして、色々な問題の解決を図る、あるいはそこを端緒にするということが行われていたわけでありまして、これは学校教育から離れていると。例えば、昔の学校健康教育というのは、初中局にある種残ったわけで、あるいは青少年のところは生涯学習局に残ったわけで、この中で、まさに児童・生徒・学生を代理する、代弁するディビジョンというものは、ないといえ、ない。もちろん、それはベース中のベースなので、全てのことについての前提なのですが、しかしながら、そのミッションを、24時間365日、常にモニタリングし、問題提起をしていくということをガバナンスとしてどう入れていくのかということは、我々の課題として残っているわけです。

しかも、私も実は色々な課題で、特に中学生のスポーツをする権利の拡大という問題で、中体連と様々な議論をしたことがあります。中体連は中学校のスポーツについてはもちろん非常に頑張っているのですが、例えば12歳から15歳の全ての中学生について、部活に入っていようと、入ってまいがという意識に広げていただけないだろうか、こういうことを申し上げたこともありますし、あるいは、高校になればますますそうございまして、例えばサッカーなどは、15歳から18歳の若者がどこでサッカーをしているのかといった時には、今や、部活でサッカーをしているケースももちろん引き続きありますが、例えばJリーグのそれぞれのユースとか、まさに学校教育のリーチの全く外で多くの15歳から18歳がプレーをしているわけです。そういう意味で、彼ら・彼女たちのスポーツ権、あるいは人権、あるいは成長する権利、これを誰がどのように実現をしていくのかということについては、やはりしっかりと考えていかなければいけないということです。

最後に申し上げたいのは、立法において、弁護士のプロフェッショナルの皆さん

と立法というものが、この何年間かで非常に近づきました。そして、色々なコラボレーションをほぼボランティアでやっていただいたことについては感謝とお詫びを申し上げますが、基本法が各スポーツ団体のガバナンスの改善に至るまで、ほぼ全てのスポーツ政策、スポーツ行政に、弁護士の皆さんのお力をお借りしました。そのことは色々ないい芽が出てきたというふうに思います。しかし今度は、いよいよスポーツ庁が出来て、新しいスポーツ政策の行政面での実行、政策立案について、ロー・エンフォースメントにおいても新しいガバナンスというものをつくっていかねばいけません。その全ての案件を役所完結型、スポーツ庁完結型でやるのではなく、まさに在野の現場での問題にいち早く関与し、その改善に取り組んでおられる全国津々浦々の弁護士の皆様方と、そして新しく出来たスポーツ庁が、まさに鈴木大地新長官もおっしゃっている、プレーヤーズ・ファースト、アスリート・ファースト、あるいは現場ファースト、こういうまさにスポーツ基本法が目指すべきスポーツ権の実現・充実、こういう観点で新しい、法秩序といいますか、法目的の実現がなされるというコラボレーションをぜひこれから始めていきたいと思います。私のもそのリエゾンとして、どこにいるかはわかりませんが、この辺にはいつもいると思いますので、ぜひこれからもよろしくご指導をお願い申し上げます、私の拙い一声にさせていただきたいと思います。

ご清聴、まことにありがとうございました。(拍手)

【司会】 鈴木寛様、まことにありがとうございました。

それでは、ただいまから10分ほど休憩をさせていただきます。再開は11時40分を予定しております。

(休 憩)

【司会】 それでは、時間になりましたので、ただいまから第4分科会のプログラムを再開させていただきます。これからは、堀田裕二弁護士による、海外調査報告になります。

それでは、堀田弁護士、よろしくお願ひいたします。

【堀田】 それでは、私から、これから20分弱使いまして、海外調査報告をさせていただきます。

私は、大阪で弁護士をしております、堀田と申します。司法修習の期は58期でございます。

今回の弁護士業務改革シンポジウムの開催に合わせまして、青少年アスリートの保護のために、日弁連の弁護士業務改革委員会のスポーツ・エンターテインメント法促進PTのメンバーを中心に、アメリカに海外調査に行っていましたので、その報告をさせていただきます。弁護士の方々がお持ちの資料では、133ページ

から138ページにその調査報告が書かれております。

それと、私の報告は、非常に時間も限られておりますのでエッセンスだけお話しすることになりますが、調査報告の詳細な報告は、今ご紹介した冊子の後ろについておりますCD-ROMの中に入れておりますので、本日のお話の中で興味をお持ちの点などについては、お手数ですが、そちらをご参照ください。

今回の調査と同様、2年前の弁護士業務改革シンポジウムの際にも、それに合わせて調査を行いました。その際には、ちょうど体罰問題が一番大きな問題になっておりましたので、体罰問題を契機に、不祥事対応などに対するスポーツ団体のガバナンスというところを中心に、ヨーロッパ、オランダ、イギリス、ベルギー、フランスを回って、調査をしてまいりました。

それ以降も、やはり体罰の問題は続いております。今回は、それに加えて、初めにも話がありましたが、安楽選手の問題など、オーバーユースなどの問題が出てきたということで、特に青少年アスリートに関する法の問題を中心に取り上げようということで、まずテーマが決まりました。そのための調査としてどこに行くべきかという話になったのですが、特に青少年アスリートのHealth & Safetyの問題について先進的な取組を行っていると思われる、アメリカに関する調査を行うということにいたしました。アメリカといっても広いため、全部を回ることは出来ませんので、今回は特にアメリカの、ニューヨークを中心とする東海岸を調査してまいりました。そこでわかったことはまた後で申し上げますが、日本より先進的な取組をしているという点と、意外にも日本と同じような問題もあるのだということも色々わかってまいりましたので、その点について少しお話ししたいと思います。

調査日程は、今年の5月11日から15日、調査団メンバーは、ここに記載のとおりです。この調査日程を選択した理由については当該調査の場所にも関わるところですが、アメリカのスポーツに関わる弁護士の多くが加入している、アメリカスポーツ法弁護士会 (Sports Lawyers Association) の総会がちょうどこの5月の週末から始まるということで、そこに行けばたくさんの方のスポーツ法弁護士やスポーツ法関係者に会えるという理由で、この日程が組まれました。

ただ、スポーツ法弁護士会の総会があったのはボルティモアというところですが、この5月11日の直前ぐらいまで、まさにボルティモアで暴動があった時期で、黒人が暴動を起こして大リーグのボルティモア・オリオールズの試合も無観客でやるというようなことになり、大丈夫なのかと不安になるような時期でもありました。また、ニューヨークからボルティモアまで電車で大体2時間程度で行けるのですが、我々がちょうど電車でニューヨークからボルティモアに向かっているときに、反対側の車線で列車の脱線事故が起こったということで、色々ハプニングが起こったり

はしましたが、その中で調査を行ってきたということになります。

それでは、1日目から5日目まで、時系列に沿ってご説明をいたします。

まず、1日目ですが、ニューヨークから車で2時間少し行ったところにある、コネティカット州のニューヘイブンというところに行き、ニューヘイブン大学を訪れました。そのGil Friedという教授にお会いし、その教授の紹介で、その大学に
いるスポーツのコーチであるとか、指導者の方々、または脳震盪に関する取組を
しておられる先生方にお会いして、お話を聞いてまいりました。

このニューヘイブン大学は、非常にきれいな大学でした。こちらが体育館のよう
なところですが、非常に広く、スポーツに関する施設が大変充実しているという
ところ。これに関してGil教授からは、こういう施設が充実しているということ
がないと、学生もなかなか来てくれないというような話があったのと、これは後の話
とも関わってくるのですが、非常に驚いたのは、施設の立派さと、それに合わせて
大学の学費が非常に高いということです。アメリカの大学の学費は全般的に高いと
いうお話があり、このニューヘイブン大学でも1年間の文系の学費が500万円を
超えるというお話もありました。また、それがスポーツに関わってきているとい
うところは、少し後でお話しします。

Gil教授というのは、主にスポーツに関するファイナンスを手掛けておられます。
その中でも特に、ニッチ分野であるスポーツ施設のファシリティや、ファイナ
ンスなどを専門に扱っている先生でした。それに関しても、スポーツ法の分野とい
うのは、一般的にやっているとなかなか入り込めないでニッチ分野に入っていっ
たのだということをおっしゃっていましたので、業革的な視点としては参考になる
ところはあるかと思えます。

これもまた、後で紹介する施設のところです。

そこで出てきた話としては、今お話ししたように、アメリカにおいては学費が非
常に高いということから、スカラシップ(奨学金)を得ないと大学に入れないとか、
奨学金を得て学費負担を軽減したいというような、特に親の思いがあって、そのた
めにスポーツをさせるというような傾向があるのだということでした。そのため、
スポーツで強くなるというよりは、奨学金を得るために、スポーツに力を入れるの
だと。親がそれをさせたいがためにスポーツをどんどんさせるということがオー
バーユースやオーバーワークなどにもつながる一因になっているという話が、非常
に印象的なところでした。

アメリカにおいては、スポ根のような話というのはあまりないのではないかと予
想をしていたのですが、向こうのコーチや指導者に聞いてみると、やはりそういう
親の思いが非常に強いのだということでした。それは日本におけるものと変わらな

いようなところあり、今申し上げたようなスカラシップを得るためにやらせるというような特殊事情もありますが、そうでなくても、単に、子供を強くしたい、子供を活躍させたいというような親、もしくは指導者の思いが強いことによって、オーバーユース・オーバーワークを生んでいるというような傾向はあるのだということがわかりました。「だから、一番難しいのは親の教育ですよ」というのが、コーチや指導者が言っていたところで非常に印象的な話で、それは日本と全く共通する話だと思いました。

また、ここではキャレン氏（小児科医）のことが書かれていますが、直接、ニューヘイブン大学の人たちではないのですが、Head Zoneという脳震盪に関する取組をしておられる団体のところから、この小児科医や、フィジカルセラピスト、アスレチックトレーナー、スポーツ心理学の先生などに来ていただいて、主に脳震盪の問題についての話もお伺いしました。そこで印象的だったのは、脳震盪に関する規制が非常に厳しいということと、脳震盪からの回復プログラムですね。脳震盪が起こった後、スポーツに戻させるといえるときに、それに関するプロトコルが厳格に定められていて、脳震盪があった後、必ず、目の動きのテストとか、そういうことをして、脳に問題がないというテストをクリアしないとスポーツに戻れない、そういう厳格な取組をやっているのだという話が非常に印象的でした。そういったところが、1日目の中心的な話です。

2日目は、ニューヨークに戻り、まず、WINSTON & STRAWN法律事務所という大手事務所に行きました。そこでは、David弁護士という、これは主にプロスポーツをやっておられるスポーツ弁護士、あと、Timothy弁護士と書いてありますが、この方は、カレッジスポーツ、学生スポーツを中心にやっておられる弁護士で、この二人の弁護士から、お話をお伺いしました。ちなみに、WINSTON & STRAWN法律事務所は、ニューヨークのグランド・セントラル駅という、ものすごく中心的な駅の真上にあるビルの2フロアぐらいを打ち抜いた、窓からこんな景色が見えるような法律事務所です、この二人の弁護士は、そこのスポーツ部門で、プロスポーツだけをやっておられる、またはカレッジスポーツだけをやっておられる、という方たちになります。

その後、NBA選手会という、ニューヨークのハーレムの方にあるNBAの選手会に行き、元NBA選手のWalter Scott Palmerさんという方と、NBPA、NBA選手会の専属弁護士の女性に、お話をお伺いしました。その後、MLB選手会というメジャーリーグの選手会に行き、主に「PITCH SMART」の話をお伺いしました。ここでの話ですが、まず、WINSTON & STRAWN法律事務所では、プロ選手になるために学生のところに色々な制限を設けているというお話と、あとは、学生アスリート、主に大学ですのでNCAAの実情に関する話があり、今、NCAAでは、色々な訴

訟の動きが行われているのだということでした。たとえば、独禁法違反だとか、労働者性を認めるというような訴訟が起こったり、あるいは、後にも出てきますが、オバンノン訴訟といわれる訴訟や、そういうムーブメントが起きているということがあります。これについて、アメリカではプロとアマが厳格に分かれていて、学生アスリートはアマチュアでなければいけない、それによってアマチュアリズムを徹底し過ぎて、非常に学生アスリートが困窮しているという話がありました。例えば、食事など、そういうものも非常に制限があるので、豪華な食事を受けていると奨学金が止まってしまうというような問題があるから、非常に粗食で頑張らないといけないというような話などもあり、アマチュアリズムを厳格化し過ぎることによる問題と、それに対する訴訟のムーブメントの話が印象的でした。

その後のNBA、NBPAの活動としては、ここもやはり事故に対する対応に非常に熱心に取り組んでいるという話がありました。ただ、NBAで活動していても、NBAの選手はヨーロッパなどでも活動している選手がいるため、そういうところまでは制限をかけられないという限界があるのだというお話が非常に印象的でした。

また、MLB選手会のところでは、「PITCH SMART」と言われる、これは日本でも報道されているところですが、特に若年の投手の投球制限や、回数制限など、そういう制限に関するガイドラインについて、それがつくられた経緯や、その内容の説明が行われました。この「PITCH SMART」や、日本でのガイドラインのようなものは、この後のシンポジウムでもおそらく話が出てきて、そこで詳細は述べられると思いますが、そういった取組をして、若いうちにあまり投げさせ過ぎないと。アメリカではトミー・ジョン手術というものを受ける人が非常に多くなってきており、それで弊害が出ているというところから、厳格に制限していこうというムーブメントが起こっているのだ、というような話がありました。

次に、3日目ですが、今度はニューヨークからワシントンDCのほうに移動しまして、まず、ジョージ・ワシントン大学というところで、ここに書かれている3名の教授からお話をお聞きしました。ここでは主に、若年アスリートのオーバーユース・オーバーワークの問題が色々問題になっているというお話をLisa教授という女性の教授などからお聞きしました。Mark助教授は、自身の息子にもオーバーワークやバーンアウトのようなものをさせてしまった経験があるというところから、親や指導者というのは、アメリカでも子供たちにどうしてもやらせ過ぎるという問題が出てくるので、それを色々な方法で制限する必要があるということを語っておられました。それについてはやはりコーチの指導やライセンス化というところが重要で、指導者をきちっと縛っていくというところが大事ですよ、という話がありました。

その後、アメリカンフットボールのNFL選手会に行きました。ここでは、NF

Lで今一番問題になっているのは、脳震盪（コンカッション）の問題で、それに対してNFLでは、コンカッション・ガイドライン、脳震盪に関するガイドラインというものをつくって、それを厳格に運用している、というお話がありました。特に印象的だったのは、そのガイドラインに基づくと、キャンプのときの練習でも、アメリカンフットボールなのですが、初めは、防具やヘルメットなど、そういうものをつけた状態では一切やってはいけないとか、コンタクトも一切やってはいけないと、そういうところから徐々に始めていって練習を進めていくという、細かい制限がなされているということでした。しかも、その制限に違反したら、それをさせたコーチに多額の罰金を負わせるという、そういう厳格な制限をしているという話が非常に印象的でした。

その後は、Hausfeld法律事務所というアメリカでは非常に著明なHausfeld弁護士の事務所に行きました。この方は、先ほどからお話が出ているオバンノン訴訟をやられている弁護士になります。オバンノン訴訟といいますのは、アメリカの学生アスリート、NCAAのアスリートの肖像権を認めて、それについての適切な配分を求めるといような訴訟です。ついこの前、アメリカの巡回裁判所での判決が出ていたところですが、そういった動きについてのお話を聞きました。それについては、オバンノン訴訟や、訴訟を起こすことによるインパクトというのは、非常に重要だということでした。特にアメリカでは、クラスアクションという制度が認められていますので、一人や二人でやっても意味がない、クラスアクションという形で大きくアピールするということが非常に大事なのだという話をされていました。それによって、その後、立法化や、そういった制限などというムーブメントが起こっていく、というお話もありました。

次に、4日目ですが、4日目は、先ほども話したボルティモアというところへ移動しまして、まさにこのときからSports Lawyers Associationの大会が開かれていたので、それに合わせて、まず、Ettie Ward教授、これも女性の教授ですが、この教授や、NCAAの関係の方などを中心に、お話を聞きました。この方々は主にNCAAの立場からの話でしたので、今、アメリカで起こっているNCAAに対する訴訟、オバンノン訴訟であるとか、労働者性を認める訴訟であるとか、独禁法違反訴訟であるとかいうムーブメントに対して、そればかりを強調していると人気スポーツだけにお金が行ってしまうとか、そういう問題もあるので、NCAAの立場からは、そういうものは認められないというような話がありました。

その後は、同じ場所で、Paul Greene弁護士、これもアメリカの非常に著明なスポーツ弁護士ですが、その方とアメリカのオリンピック委員会（USOC）の事務局次長の方から、アメリカのオリンピック委員会におけるHealth & Safetyに関する取

組についてのお話などをお伺いしました。

その後、同じ場所で、Glenn Wong教授という、日本の同志社大学の川井先生という方と一緒に本を書かれていて、今はSports Lawyers Associationの会長をされている、非常に著明な方にお話をお伺いしました。写真をお見せしますが、これが会議の様子で、これがGlenn Wong教授ですね。ここで印象的だったのは、Wong教授は、脳震盪の問題や、今、アメリカで起こっている問題というのは、必ずこの後、日本で起こりますよという話でした。アメリカでは、今、脳震盪や、NCAAなどの大学でのスポーツの問題というものが問題になっているが、それが大学から高校へというような形でどんどん広がっていつている。そういうムーブメントは必ず日本でも起こり得るということを言うておられました。それに対しては、日本ではクラスアクションなどはないにせよ、訴訟を起こすことによって、それから立法が生まれたり、規制が生まれたりするということがあるので、そういうアクションを起こすことが必要なのだということですね。それに対して、日本ではなかなか、クラスアクションもないし、訴訟を起こすという風潮がないという話をしたところ、スポーツ庁が出来るじゃないか、それを使えばいいのではないかとということで、強くその辺りの必要性を説いていらっしゃったのが、非常に印象的でした。

最後、5日目は、Sports Lawyers Associationというところに任意で参加をするということにして、調査を終えました。調査結果を受けての話ですが、日米の意外な共通点というところで、先ほどもお話ししたとおり、アメリカではあまり、オーバーユースやオーバーワークなどというものはないのではないかと考えていましたが、やはり指導者がオーバーユース・オーバーワークをさせるという素地があるのだという共通点と、相違面としては、スカラシップなど、そういうことのためにスポーツをさせるのだという問題があったということです。

また、Health & Safetyに関しては、脳震盪（コンカッション）が、ほんとうに今、大変な問題になっているというところが印象的でした。これに関しては、日本でも必ず今後起こってくるのが予想されますので、脳震盪に関する取組やガイドラインなど、そういうことは、今後、日本でも必ずやらなければいけない問題であると思います。

最後に、アメリカでは、NCAAに関する訴訟に関して、アマチュアリズムを厳格化することによる問題点と、それに対する訴訟の動き、そこが非常に大きい。その訴訟も、学生アスリートに労働者性を認めさせるとか、労働組合性を認めさせるとか、独禁法を使うとか、普通、日本では考えられないスキームですね。そういったことを使ってでも、訴訟を起こす。または、クラスアクションという制度を使って、団体に訴訟を起こす。日本の弁護士であれば考えられないような動きを色々な

スキームを考えて行って、それによってHealth & Safetyの問題に関しても、対応策を立法化させるとか、そういうムーブメントを起こしているということが非常に印象的でしたので、それに関しては、今後、日本の弁護士も非常に参考になるところがあるのではないかと思います。

少し時間を過ぎてしまいました。非常に雑駁でしたが、私からのご説明は以上とさせていただきます。ありがとうございました。(拍手)

【司会】 堀田弁護士の海外調査報告でした。ありがとうございました。

それでは、ただいまから、お昼の休憩に入ります。再開は13時を予定しております。

(休 憩)

【司会】 それでは、ただいまから、午後の部を開始いたします。午前の部からご臨席いただいている皆さんには繰り返しのご案内となりますが、本日の分科会では、ご希望の方には、質問・意見用紙をお渡ししております。ご入り用の方は、会場入り口前の分科会受付スタッフにお声がけください。

それでは、パネルディスカッション基調講演に入りたいと思います。講師は、徳島大学整形外科准教授の松浦哲也様でございます。テーマは、「成長期野球肘の実態」でございます。

それでは、松浦先生、よろしくお願いいたします。(拍手)

【松浦】 ただいまご紹介いただきました、徳島大学の運動機能外科学、平たく言えば整形外科の松浦哲也です。よろしくお願いいたします。

この度は、第19回の弁護士業務改革シンポジウムにお招きいただきまして、まことにありがとうございます。特に、準備段階におきまして酒井先生と安藤先生には格別のご高配をいただきましたこと、重ねて御礼申し上げます。

本日、私に与えられましたテーマは、「成長期野球肘」です。成長期の野球肘というのは古くて新しいテーマというふうに、私どもの整形外科領域では言えると思います。少し文献等を調べてみますと、1970年代にはもう既に少年野球肘というのは問題になっていたようです。私が、整形外科医、医者になったのは1993年です。もう20年過ぎたわけですが、医者になってずっとこの問題に取り組んできましたが、大体、学会等で、5年周期ぐらいで熱がぐっと上がって、それが潮を引いたように落ち着いて、またぐっと盛り上がる、大体5年周期ぐらいで満ちたり引いたりというふうなことを繰り返しているわけです。ですから、ずっとそこはかたなく問題として出ているのだが、なかなか、解決といいですか、そういった方向に進まないということは、いろんな要因があると思います。ただ、私ども医療現場のほうの立場から言いますと、それがなかなか大きな問題として捉えられていかない

ということの一番大きな原因は、これは死なないということなのです。やはり医療現場では、生命に関わることになるのとぐっと進んでいくのですが、これは、後にスライドで説明しますが、野球生命には関わるものです。野球生命には関わるのですが、生命そのものには関わりません。ですから、なかなか深まりにくい。これが大きな問題点です。それからもう一つは、実際に野球現場の方々との接点が持ちにくかった。こういったところがあります。

ところが、最近になって随分と風向きが変わってまいりました。それはどういうところかといいますと、野球現場からの要請がこちらの方に来たわけです。これも要因が幾つかあるのです。先ほど出ていた安楽選手の問題というのは、いわば外敵から襲いかかられたということですね。アメリカから。それもあります。もう一つあるのは、野球現場・団体の指導者層の人たちに、野球はこれから生き残れるのだろうかという、大きな危機感があります。これは少子高齢化がすごく大きな問題で、自然に野球人口は減っていきますよね、人口は減っていくのですから。ただ、減っていった人口の中で、子供たちにいかに野球を選んでもらえるか。私は47歳で、自分が小学生のころは、野球は選んでもらえる競技ではなくて、野球の指導者が子供たちを選ぶような状況でした。ところが、現在は全く違います。サッカーに加え、これからおそらく、幾人かはラグビーにとられていくでしょう。どこかの競技にもとられていくでしょう。ですから、いかに野球の魅力を伝えていくのかというところで、その一つに、安全にこのスポーツを行えるかどうかというところが、指導者層にとっては大きな問題になってきているわけです。

そこで、指導者の方々から私どもへの働きかけがあり、今は、整形外科、特にスポーツ関連の学会には、現場の関係者の方々が多く来られるようになっていきます。実際、ガイドラインを導入するのかどうか。あるいは、ルールづくりするのかどうか。するのであれば、どのように具体的にするか。これは厄介な話で、そういう団体の指導者層の人たちと実際に現場で指導している監督・コーチの方というのは、ものすごく、空気の差といいますか、温度差というものがあるのです。そこでいかにそういう、ルールだとか、ガイドラインだとか、それを持ち込んでいくのか。実施していくのか。そういったところで、弁護士の先生方にその部分のお力をいただければ、少し、もしかしたらかなり大きく、そういった現場の状況が変わってくるのではないかと思います。

少し前置きが長くなりましたが、私が本日出るということというのは、これまで蓄積してきた事例、データを示して、現状、医療現場の方というか、医療界の方ではこういうことがわかってきていますということを示して、後のパネルディスカッションの題材といいますか、話題提供になれば幸いです。

これは野球ですが、野球の競技人口というのは、やはりものすごく多いです。大体、500万から600万人。何で500万から600万というかなりいいかげんな数字が出ているかというと、野球の団体がかなり多いので、正確な数字は把握できないらしいです、国民的スポーツであるにも関わらず。野球の特徴は、これ、一番左側はプロ野球選手ですね。右は高校生のピッチャーで、真ん中が少年野球。ほかの国との大きな違いというのは、小学生のころに野球を始める人たちが圧倒的に多いということです。子供たちがこういうスポーツにいそしむことというのは、心身ともにすごく良い影響を及ぼすわけですが、中には、これは先ほど言った、選手生命を脅かすような状態なのですが、15歳で、中学3年生で、遊離体、一般的に野球界では「ネズミ」と言うのですが、肘の中にこういう米粒のようなものが出ています。これは、ほんとうにネズミのように駆けずり回るので「ネズミ」と言うのですが、こういうものが出来ると、肘の動きに制限が出てきます。これは、出来るだけ頑張っって一生懸命伸ばしているのですが、左肘に比べて右肘のほうは全然伸びていないですね。今度、これは曲げているのですが、左肘に比べたら、右肘のほうは全然曲がっていないです。こうなってくると、洗顔動作だとか、そういったことにも支障が出てくるわけです。ですから、こういうところが非常に問題となってきたというわけです。

そういうことが、やはり社会問題にもなっている。これは、高野連のほうで、タイブレークを導入するのかどうかとか、投球数制限するのかどうかというようなこと、こういったこともマスコミで取り上げられるようになってきました。ただ、なかなかやはり、突っ込んでやっていくとなると、マスコミの人も二の足を踏みます。多分、こういったところの根源になっている高校野球というのは、大きなマスメディアが大きく関与しているので、突っ込んで話をしていくと、少しややこしいことになってくるので、なかなか突っ込めないというのが、本日も大きな新聞社の方があるので申し上げにくいですが、そういうことだと思います。

本日お話しいたします内容は、まず、外傷と障害、これは朝も少しお話ししていましたが、一度の大きなことで起こってくるのが、外傷です。オーバーユースと言われるものが、障害です。ここでは、先に答えを言いますが、障害の方が問題になってきます。その障害というものが、小学生の場合はどういった状況であるのかという実態をお話しします。その実態も踏まえて、改めて成長期、成長期という時期にどういう障害の特徴があるのかということ。成長期の障害というのは、骨とか軟骨、成長している途中なのですが、そういうところが傷んでくる。それを総称して骨軟骨障害と言うのですが、その経過、特徴、そういったものについてお話しします。最後に、まだ明確にはわかっていないのですが、主に、ここでの野球の問題に

なってくるのは、投球障害、投球によって生じてくるであろう骨軟骨障害の要因について、現在わかっていること。それに対して、どういう予防策が今考えられているのか。そういったことをお話ししたいと思います。

まず、スポーツの外傷と障害ですが、改めてお話しいたします。外傷というのは一度の大きな外力で生じることで、骨が折れたとか、捻挫だとか、打撲だとか、そういったことを外傷と言います。障害というのは、「こざとへん」の「障害」というものを使っていますが、繰り返しの微障害。1回のエピソードでは絶対起こらないが、それが繰り返し加わることによって生じてくるオーバーユース。いわゆる野球肩だとか野球肘、あるいは疲労骨折なんかも、この範疇に入ります。本日お話しするのは、主に下のほうのスポーツ障害ということになります。朝お話しされていた脳震盪などは、上のほうの外傷に入ってくるわけです。

障害の実態、実際にどういうことが今起きているのかということについて、お話しいたします。実態というものを見ると、全国規模で調査がされていますが、ようやくその取っ掛かりのところに入ったところで、あまりまとまった報告はありません。まとまった報告をしようと思うと、手前味噌ですが、徳島のデータということになってまいります。私どもは、1981年（昭和56年）から、野球検診というものを毎年行っています。吉野川という川がありまして、その河川敷のグラウンドで毎年夏に野球の大会をやっているのですが、野球をやっているグラウンドの横にこういうテントを建てまして、こっちが我々医療班で、これが本部です。本部よりも大きなテントを借りて、やっています。どういうことをしているかということ、こういうふう実際に診察をしたり、最近では、こういう超音波検査、エコーを持ち込んで、障害の早期発見というものに取り組んでおります。ですから、もう35年が過ぎました。

これは私自身ですけれども、その検診をしたときには、中には先ほどお話ししましたような「ネズミ」という障害を既に持っていたり、あるいは「ネズミ」になりそうな、重症化しそうな障害の人たちというのがありますから、そのような場合には、実際その場で、これは選手で、選手のお母さんにそののところに来てもらって、病状を説明して、病院に行ってもらう。どうしても現場では限りがありますので、きちんとした診断、そして治療につなげていくためには病院に行ってもらわないといけませんから、こういうことをしています。やっぱり、指導者の方にお話しするよりは、保護者、特にお母さんですね。チームの指導者の方はなかなか当てになりませんが、時にはお父さんも当てになりません。お父さんはそのチームの指導者になっている方もおりますから、全然話にならないのですが、お母さんになると、自分の夫よりも息子のほうが大事ですから、非常に熱心に聞いて、目の色が変わるので

す。これはやはり大事なことであると思い、ずっとやっています。

こういう検診というのは、1981年に始まって、当初はほんとうに徳島ぐらいでした。ところが、こういうことに興味・関心を持つ医療スタッフの人たちが増えてきたのです。それで、今は、こういう検診のシステムだとか、あるいはエコーの手技だとか、診察の仕方だとか、そういったことを学びたいということで、全国様々なところからスタッフとして参加して勉強をして、地元の方に持ち帰って検診をするということが、全国各地で実際に起こってきています。これは医療現場の方の変化した点だと思います。

スタッフですけれども、普通、皆さんは大体、医者がやっているのかなと思われるのですが、多業種といいますか、少し職種もありまして、これは2006年から2013年までのスタッフの割合の変遷です。当初は、ブルーのラインのところの医者が、割合は半数未満ですが、一番多かったのです。これ、実数は変わらないのですが、その割合が次第に減っていき、今は4分の1程度になり、代わりに、実際に選手たちを見ているトレーナーや、あるいは学生。学生というのは、理学療法士だとか、トレーナーだとか、中にはスポーツドクターを目指している、そういう志を持った学生たちが、自分が医療現場に出る前に勉強しようということで、こういう取組に参加してくれるようになってきています。他には、検査技師もいます。検査技師というのはエコーの技師ですが、エコーで運動器、整形外科の疾患と言うとかなり限られていますので、私たちから見ると何がおもしろいのかなと思うのですが、結構こういうことに興味を持つ技師さんたちが増えてきています。このような変化が起こってきているわけです。

こういう検診を始めたのは1981年（昭和56年）です。どうしてこういう検診を始めるようになったかということですが、ここに82年選手権と書いてあります。当時、徳島はちょうどこの時代でした。これは私が持っている本ですが、「池田猛打 初優勝」ということで、すごく野球が盛んでした。これはほんとうにすごかったですね。私は、徳島に住んでいて、当時、中学2年生でしたけれども、あまり自信を持てるものも誇りもなく生きてというか、普通の中学生はそうだと思いますが、この間、ラグビーで南アフリカに勝ったときにすごく熱狂しましたが、徳島もすごかったです。優勝した後、徳島駅前では1時間のセレモニーをする予定だったのですが、パニック状態になって、3分で終わってしまいました。何を隠そう、私はこのときの熱を見て、スポーツドクターになろうと思ったのです。スポーツというのは一人の人間の人生を変えるぐらいの力を持っているなあと思います。それをするというのは、相当単純な人間かも知れませんが、しかし、そういう力があると思うのです。

これは池田高校が1982年に優勝したとき。蔦さんという名物監督がいて一世を風靡したわけですが、しばらく甲子園から御無沙汰しましたが、昨年春にまた復活して1勝を上げて、校歌を歌っていました。皆さん、知っている方もいるかもしれませんが、すごく盛り上がり、私も応援に行きましたが、池田高校関連のグッズは全て無くなっていました。お土産屋さんに行っても、1時間で全部売り切れてしまって、あんたは遅過ぎるよと言われるほど、何もなかったです。余談ですが、徳島県民は、私も違う高校出身で、自らの母校の校歌は全く歌えませんが、池田高校の校歌は歌えます。そういう状況です。やっぱりスポーツはすごいなということを感じる次第です。

一方で、この時代から、大きな問題があって、本日お話しするのは野球肘の話ですが、皆さんは多分、レントゲンはあまり見慣れていないとか、ほとんどわからないですね。真ん中は正常のレントゲン、両端は傷んだレントゲンなのですが、赤い矢印で印がしてある、これが「ネズミ」というものになった障害です。右のほうは、「ネズミ」になったやつに加えて、内側の方もこういう骨のかけらがあるということで、これは、小学生、中学生の肘なのです。相当、昔で言うチェーンソーとかを引いていたような、重労働者の肘がこういう肘なのです。それは大体60歳ぐらいですが、小中学生でこういう人が出てくる。

もう少し簡単などころから実態というのを見るとどうかということですが、検診のときに、まずアンケートをとります。アンケートで、痛みがあるのかどうかということを知ります。その結果がこれで、やはり、肩とか、肘などという上肢、腕のほうの痛みを訴えています。特に小学生の場合は、肘の痛みが一番多く、30%程度です。これが、高校ぐらいになってくると、肩の方に変わってきます。小学生では、やはり肘の方の痛みが強い。

その痛みが強い肘の内容をもう少し掘り下げてみましょうということになると、これは次の年の結果ですので、アンケート結果は、痛みが30%程度になっています。30.5%になっていますけれども、その中で、身体所見というのは診察です。さっきのような、肘を曲げたり伸ばしたりとか、あるいは押さえて痛みがあるかどうかということを知ると、身体所見で異常がある人は、大体その中の70%ぐらい。そうした人たちにレントゲンを撮ってきちんと診断をつけてもらってくださいということで病院受診を進めても、なかなか100%は行きません。86%でもかなり多い方だと思いますが、そのぐらいの人たちが受診してくれて、レントゲンを撮ると8割ぐらいの人たちは異常がある。そういう実態です。

そのレントゲンの結果はどうなのかといいますと、こういう結果でありまして、一つが内側上顆障害、リトルリーグ肘とも言います。一つが小頭障害、離断性骨軟

骨炎とも言います。こっちが内側、こっちが外側。野球関係者の人に内側・外側と言うと大体わかるのですが、皆さんは多分わからないと思うのでちょっとお話ししますが、手の平を上の方に、天井のほうに向けて。天井のほうに向けて、小指側が内側、親指側が外側です。内側上顆障害というのは、肘の小指側のところに骨がちょっと膨れたところがあると思いますが、そこです。そのところの障害が内側上顆障害。右の方の小頭障害（離断性骨軟骨炎）というのは、親指側の方に指を入れようとしたら、少し窪んだところにぽっと入るところがあります。そこが小頭という名前です。圧倒的多数は内側の方の障害であると言えます。これが実態です。ここで成長期の障害というと、大体これで想像がつくと思うんですが、こういう骨や軟骨が傷んできやすいということが挙げられます。ただ、改めて成長期の障害について、簡単にお話ししたいと思います。

子供の体の特徴としては、大人のミニチュアではないということを前提として考えなければいけません。大人の体がそのまま等身大に小さくなって行って子供の体になる、そういう背景もあるのですが、大きさが違うというだけではなく、中の性質そのものが違う。それを理解していただかなければいけません。

これがレントゲンで見た違いなのですが、大人、子供ということになってくると、皆さん方の中では、大人と子供の違いというのは、20歳で、それが18歳になるのかどうかというようなお話になっていると思いますけれども、整形外科の中で大人と子供の違いというのは、骨が成長し切ったかどうかというところで差をつけるのです。右の方の高校生、これは大人の骨です。小学生や中学生は、子供の骨なのです。この違いはどこにあるのかということですが、小学生であれば、この骨と骨の間のにすき間がありますね。同じところが、中学生であれば、うっすらとした線になっている。高校生になると、完全に見えなくなっている。ここのことを骨端線と言います。この骨端線のところで骨は成長し、伸びていくのです、骨自体が。そのところが脆くて傷みやすいということ、これが子供の特徴です。あと、骨端線よりも少し遠いところ、これを骨端核と言いますが、こういうところも非常に傷みやすい。さっきトルリーグ肘だとか離断性骨軟骨炎だとかいうお話をしましたが、それはこういう骨端核というところの問題なのです。だから、骨に骨端線という成長線があるということ、それが大きな違いであるということです。

ですから、おのずとスポーツ障害も、子供と大人とでは生じてくるものが違う。どこが傷つきやすいのかということ。これ、同じ肘であれば良かったと思うのですが、肘ではなく膝のところの模型なのですが、構造自体はほぼ一緒と考えられます。骨があって、ここに骨端線というものがあって、軟骨と書いていますが、骨がなり切ろうとする軟骨、骨端というところですね。その周りに筋肉があって、筋肉か

ら飛び出て、腱とか靭帯というものがあります。ここでこれらのことを一つ一つ説明するつもりは全くなく、骨や軟骨というののは、かたい組織と考えてください。そして、筋肉、腱、靭帯というものは、やわらかい組織だと考えてください。

実際、年齢によってどのくらい違うのかということ进行调查してみますと、右が小学生ですね。小学生の場合は、骨や軟骨という硬いところ、こちらの方の組織が傷むことが9割以上です。ところが、高校生になりますと、骨や軟骨、硬いところではなくて、腱、靭帯や筋という、やわらかいところの組織の方が傷みやすいということがわかっているわけです。成長過程ではこういう小学生の骨や軟骨などの障害が多いというのが、特徴です。成長していっているところが損傷されるのですから、これは少し厄介な話になりそうだという事は、何となく予想がつくのではないかと思います。

実際、これはまたおさらいですが、肘においては、こういうリトルリーグ肘、内側のほうの骨端核の下のところが剥がれ落ちたり、外側のほうの離断性骨軟骨炎、離断して骨のかげら、これが下のほうにぽこっと落ちてしまうと「ネズミ」という状態になっていくわけですが、こういうことが起こってきやすいということです。

ここから、骨・軟骨の障害の経過、特徴というものについて、少しお話しいたします。まず、圧倒的多数、9割以上を占めるという内側の方の障害ですが、これは、ある程度いいかげんな治療といいますか、いいかげんな状況で見ている、結構よく治ってくる場所なのです。この子の場合、初診時、疼痛なし。痛みがないのに何故初診かということですが、これは先ほどの野球検診なのです。野球検診で診察すると、少しおかしそうだということで、実際にレントゲンを撮ってみると、少し剥がれたような状態になっている。ただ、痛みがないので、そのまま投げてもらいました。それで、5カ月ほどして、肘に激痛が走ったからということで病院にいられた。そうすると、何となく前より悪くなったという感じが出ていたのですが、あまり焦る必要はない。手術など、そんなことは全然する必要がない。投球中止を一定期間しますと、必ずと言っていいほど、大体治ってきます。このレントゲンだけ見るとびっくりするような状態で、ここからプレーを再開させても、痛みがなくなってきた、ほとんどないという状態になってくると、ほとんど問題なく治っていきます。この子は12カ月までのレントゲンしかありませんが、私は、大体3年ぐらいは、お付き合いといいますか、診ますので、それで診ていくと、だんだんこのように治って行って、最後には骨がきちんとついていますね。中学、高校と、全く問題なく野球を続けられております。これは内側の方の障害です。

ところが、小頭障害、「ネズミ」になる外側の方の障害、これに関しては様相が全然異なってきます。上は、投球中止することによって、見事に1年後にはきれいに

治った。下のほうは、同じように話をして、やめてくださいということでは、初診後は全然来ず、2年後に痛くなって、最初に見てもらったような状態になって来たときにはもうこういう状態だったということで、この障害に関してはやはり、嚴重な管理が必要であるということです。これはなぜ続行したのか。これは、患者さんというよりも、むしろ親御さんと言った方がいいかもしれません。指導者と言った方がいいかもしれません。その人たちの知識不足というところもあるであろうし、あるいは、それを取り巻くいろんな環境、どうしても親御さんだとか指導者の人たちがそうせざるを得なくなった環境というのがあると思うので、その辺りに関して少し皆様方に介入していってもらって、改善出来るところがあればということをお思います。

この小頭障害（離断性骨軟骨炎）というのは、初期ではほんとうにわずかな骨が溶けたような状態から、ちょっと剥がれて完全にこういう「ネズミ」になっているというような、一連の過程を踏むわけです。いきなりここにはなりません。大体、初期が小学校高学年です。進行期は、中学生低学年から中学年というか、一、二年生ぐらいですね。終末期というのは、中学校3年生から高校生ぐらいというところでは、治療法としては、初期だとか、進行期だとかといった時期には、保存療法という、手術以外の方法をとります。終末期になると、残念ながら手術しかございません。

実際、保存療法というのはどんなことをするのかというと、実は、あまり気のきいた、特効薬のようなことというのは、この病気に関してはないのです。ですから、バツをつけたところ、それから、投げるだけではなく、打つのも、あるいは腕立て伏せだとか、悪い方の手でトンボ引きしたりだとか、重たい荷物を持ったりだとかというようなことは全部禁止して、ランナーコーチだとか、子供たちにはなかなか理解しにくいですから、食べるのと字を書くのだけオーケーという感じの話をしてあげても、こういう内容になってくるわけです。

どのように治っていくかということについては、最初、こういう骨が溶けたような状態だったところに、骨がわずかに出来てきて、ゆっくり、ゆっくり進行して行って、治る。大体1年程度かかるということで、なかなかこれは、治療される側も大変ですし、治療する側、我々のほうも、かなり根気の要る作業というか、仕事です。

実際、どういう対応か。診察とレントゲンの説明、そういったところにはあまり時間をかけません。二、三分で大体終わります。その後ひたすら、病状の説明と、今後どうなっていくのか、今後の展望はどうなのかということの説明、これが10分から15分はざらです。長ければ、30分ぐらいかけることもあります。中には、

途中で勘違いして喜ぶ子がいる。ちょっと冷や汗たらたらで、わかってきているのかなと疑問になるようなことも結構あります。

実際、そういった保存療法をしてどうなのかということですが、初期であれば、9割は治ります。ところが、進行期になると半分程度に落ちてくるということで、初期に発見することが非常に大事であるということ。それで、飽きることもなく35年も、先ほどのような検診をやっているわけです。

それでは実際、ほんとうに投げると悪いのかということですが、これが比較したところでは。今お話ししましたように、投球を中止すると、初期であれば90%、進行すると50%。投げ続けるとどうかというと、幾らかは治ってくる子がいます。ここがよくわからないところですが、それでも初期では10%程度なのですね。進行期になると、一人もいません。ですから、先ほどのような、かなり厳格な制限ですが、それが必要であるということがおわかりいただけるかと思いません。

終末期になってしまうとどうかというと、繰り返しですが、こういう動きの制限が出てきて、日常生活にも支障が出てきます。終末期になると、手術という治療法があります。最近では、こういう内視鏡を使って、先ほどの「ネズミ」のような感じで剥がれていたところというのは、こういうところですね。匙みたいなのを描いていますが、それできれいにする。こういう手術が行われます。また、これは比較的小さい病巣のときですが、病気の範囲が大きければ、最近では、膝は全然痛みがないのに、膝のところに傷をつけて、こういう骨軟骨をとってきて、それを移植するという方法もあります。ただ、先ほどの内視鏡にしても、こういう手術法にしても、手術したら保存療法で治った人と同じぐらい活躍できるかということ、それは絶対にありません。やはり、かなり制限されるというか、落ちてきますので、保存的に治すことの方が大事であるということです。

肩に関しても、一つだけお話しします。肩の方も、やはりこういう障害というのは起こってきて、これはリトルリーグ肩というものですけれども、比較してもらおうと、こちらが悪い肩で、こちらが悪くない肩ですが、悪くない肩に比べて、骨端、成長線のところが開いたような感じになっていますね。開いたようになっているというのは、開いているのではなくて、骨が溶けているのです。骨端線のところの近くの骨が、投げることによって障害されて、溶けてきたということです。ただ、この障害はどちらかと言えば、先ほどの肘で言うと内側の方の障害に近く、あまり制限を厳しくせずに診ていっても、大体は治っていくのです。先ほどの症例ですが、経過を見ていくと、だんだん骨端線というところがきれいに戻ってきて、19カ月したら、ほとんど変わらないですね。ですから、あまり問題はないのですけれども、

ただ、痛いのに投げ続けるとどういふことになるかという、腕の長さが変わるのです。野球をやっていたら、普通、投げている側のほうの筋肉が肥大したりだとか、骨が太くなったりだとかということが生じてくると思うのですが、成長障害を起こすと、逆に短くなるのです。骨端線のところの骨は伸びていきますから、そこが傷つくと、成長しなくなるのですね。ですから、この子の場合、万歳していますが、左に比べて、右の腕が短くなるのです。これは成長障害ですから、先ほどのような日常生活に大きな支障が出てくるというわけではないのですが、子供の体を管理するという観点から見ると、非常に大きな問題です。ですから、肩もこういう障害があるということです。

次に、投球障害といいますか、ここでは成長期の骨や軟骨の障害を起こす人たちの要因と、それに対する対策と予防について、少しお話ししたいと思います。

今のところ、ある程度認知されている要因としては、この四つぐらいが挙げられます。一つは、ここからメインテーマになるのであろう、投球過多、投げ過ぎです。それと投球フォーム、また、柔軟性が低下していることだとか、ボールの握り方ということになります。このうち投球フォームに関して、私どもの医療界では、色々な人が色々なことを言っていますが、実際のところは、結論が出ていないというか、よくわかっていないところがあると思います。これはむしろ、どちらかという現実の野球現場の方やトレーナーの方のほうが造詣は深いし、そちらからのアプローチをしていただく方がいいのではないかというのが、私個人の考え方です。全く違う考え方の方もおりますけれども。

それ以外のことについて、ちょっとお話しします。最近の子供はというか、昔からそうなのかもしれませんが、体が硬いとどうしても肩や肘に負担がかかってきますから、立位体前屈だとか、うつ伏せになってかかとお尻につかないだとか、仰向けになったときに足が上がらないとかいうことがあります。こういう柔軟性の低下に対しては、ストレッチをしっかりとやるということが対応法になるでしょうし、あともう一つは、ボールの握り方もあります。ボールを握るときに、親指が、このように尺側握りと言って、こういう握り方なのか、腹で握るのかということの違いがあって、腹のほうで握る握り方の方は良くない。これだけ話していたら大分時間がかかりますけれども、要するに、これでは肩や肘をうまく使うことが出来ないということがわかってきています。これは私もよくは知らなかったのですが、プロ野球選手の中にもいるようで、これは、直すのは難しいようです。高校生ぐらいになるとなかなか直らないようですので、今は小中学生ぐらいの指導者の方には、握り方をチェックして尺側握りにするようということが推奨されております。

最後に、投球過多、投げ過ぎのことについてお話ししますけれども、臨床スポー

ツ医学会というところから、提言、ガイドラインが出されています。小学生の場合、週間の練習日数が3日で、1日2時間以内。投球数、これは全力投球数です。全力投球数は、1日50球以内で、週200球まで。中学生であれば1日70球で1週間に350球、高校生であれば1日100球で1週間に500球ということが、提言として示されています。ここでは、小学生の1日50球・週200球について、少し詳しくお話ししたいと思います。

何もデータがなく、こういうことを言っているわけではありません。私どもの検診の結果、これは1980年代に出したデータですが、ポジション別に骨や軟骨の障害がどのくらいあるのかということ、1、900人集めて診てみました。そうしますと、ピッチャー、キャッチャーの場合、大体3割程度ですね。ところが、内野手、外野手などの野手になると10%で、大体3倍ぐらい違います。この3倍というのが中々みそで、そうしたら1日の平均全力投球数はどのくらいなのかということ、練習しているグラウンドのほうに出向いていき、バードウォッチのカチャカチャという、数取器で数えて、どのくらい投げているのかということを見ると、ピッチャーが150球、野手が56球、いみじくも3倍違うのです。ですから、ここから50球という数が出てきたのです。50球だから絶対オーケーかといえば、そうではないですね。50球でも障害が出ている人がいるのだから。しかし、ある程度の妥協点として、一応この辺りにしようかということで、50球ということになったわけです。

ただ、問題点はありました。一つは、ガイドラインをつくるということは、要因となるものがあり、それに対して対応しなくてはいけないというところがあるのです。要因になるということは、前向きに見ないといけないのです。障害のない人を追いかけて、なった人とならない人との間の差を見ないといけないのです。それが先ほどの研究では出来ていなかったわけです。それと、全力投球数というのは、人数が少なかったのです。ですから、これは少人数で後ろ向きの調査であったということ、これが一つの問題点です。あとは、ガイドラインというのは1995年に出ているのですが、ずっとこれに対する検証がなされておりました。これがほんとうに、妥当なものなのかどうかということの検証がなされてなかったのです。ですから、そこのところの検証を行います。痛みのない人を1年間前向きに調査して、痛みの出た人と出ない人との間でどうなのか。こういう統計解析をするときに何が関係しているのかというところで、年齢だとか、週間練習日数だとか、年間試合数だとか、投球数だとかということを見たときに、多変量解析というものを使います。多変量解析というのはどういうことかということ、これが原因ですと言っても、例えば投球数が50球より多いということが関係しているのかもしれないが、実は

投球数以上に年齢のほうの要素が強かったとか、練習日数が多いことの方が関係は強いとか、というようななことが起こり得ますよね。ですから、統計学的に他の要因も含めて考えて、考えた上でもやはりこの要因が強い相関を持っているということを見る統計方法です。ですから、かなり信頼性は高く、これはここの数値が両方とも1を超えている場合に有意差がある。だから、年齢だとか、週間練習日数だとかは関係ない。ところが、年間試合数70試合以上だとか、投球数が50球より多い、これは明らかに要因として正しいということなので、50球より多いということは、やはり良くない。それと、週間全力投球数200球を同じように見た場合にどうか。そうすると、やはりこれも70試合以上と投球数が200球より多いというのは明らかに要因として挙げられるというようなことで、一応妥当なところではないかということが示されたわけです。

これは最後のスライドになりますが、まとめますと、成長期の野球選手では、肘の痛みを訴える選手がやはり多いです。痛みの原因は一発外傷よりもオーバーユースのほうが多く、その特徴としては、成長している骨や軟骨が損傷されやすいということが言えます。そういったものを骨軟骨障害と言いますが、骨軟骨障害はある一定期間の局所安静によって治っていくことが多いのですが、一定期間の安静というものが保てないと、野球はおろか日常生活にも支障が出てくるということがあり、中には成長障害にまで至っているということがあります。投球障害の要因としては、投球過多、これが全てではありませんが、それはやはり一つあって、小学生では全力投球数を1日50球・1週間200球以内に留めるべきであると考えられます。

雑駁で、駆け足でお話ししてまいりましたけれども、ご清聴いただきまして、どうもありがとうございました。(拍手)

【司会】 松浦様、ほんとうにありがとうございました。

ただいまから、10分間、休憩をさせていただきます。再開は2時2分ぐらいということになります。

(休 憩)

【司会】 それでは、ただいまから、第4分科会のプログラムを再開させていただきます。

次は、青少年アスリートのスポーツ権の確保と弁護士の役割に関するパネルディスカッションを行います。パネリストは、先ほどご講演いただきました松浦哲也様、さらに、朝日新聞編集委員の中小路徹様、元中日ドラゴンズ投手で、現在、プロ野球解説者の鈴木孝政様、これにField-R法律事務所の山崎卓也弁護士を加えたメンバーでございます。山崎弁護士は、コーディネーターとして、進行もしていただきま

す。

それでは、よろしく願いいたします。(拍手)

【山崎】 改めまして、山崎です。よろしく願いいたします。

パネルディスカッションのお時間、2時間ほどさせていただきますけれども、本日は、最初に鈴木寛前文科副大臣のほうから大変有益な基調講演をいただきました。ほんとうに本日の大きなテーマなのですが、鈴木先生がおっしゃっていたことは、弁護士がスポーツの業界においてルールメイキングの役割を果たすことが出来るというお話をされていまして、多分にお気遣いもあったご発言だとは思いますが、確かに、スポーツ基本法一つをとっても、スポーツ権という、私なんかはずっとプロ野球やサッカーの仕事をしてきまして、その仕事を始めた20年前ぐらいのころは、日本にスポーツ権などということをやった法律が出来るとい世界は到底想像することは出来なかったわけですが、鈴木先生のおかげで、そのスポーツ権がきちんと法律に載っている時代に我々は生きようになりました。スポーツ権が法律に載る段階で、鈴木先生含め、多くの弁護士がボランティアで協力をして出来上がったというところをお話しいただきましたけれども、ほんとうにその通りだと思ふところがありまして、ボランティアで申し訳ないということをおっしゃってはいったものの、とはいえ現場でそれをどのように実現していくかということは弁護士の役割ですし、そのためには、弁護士が持っていない現場の知識であるとか、今、松浦先生にお話しいただいたような医学的な知識であるとか、それから、中小路さんのような、それをいかに世の中に発信していくかということをご専門にされている方の力を合わせてやっていくということが非常に重要だということが、改めてわかりました。

前置きはさておき、私のほうから、まず、本日のパネルディスカッションを開催する趣旨も踏まえ、今、弁護士が果たすべき役割を考えるに当たっての論点を皆さんにご提示させていただいて、それも材料にしながら、鈴木孝政さんはじめ、皆さんのお話を聞かせていただき、良いディスカッションにつなげていきたいと思ひます。

本日は、青少年アスリートのスポーツ権の確保がテーマですが、先ほども申し上げましたように、スポーツ権というのは、今、現実に法律にありますので、そういったものを青少年アスリートというレベルでどのように保護することが出来るのか、そのためにどう弁護士が現場の仕事をしていくのかというところを考えていきたいと思ひます。それぞれの関係で、先ほど堀田弁護士からご報告がありましたけれども、世界では今、こんな動きが起きていますよねと。その中で、では日本は今どう

なのだろうか。どういうことが将来起きそうで、どういうことが出来るのか、ということを考えていければと思っております。

まず、なぜ今、青少年アスリートの保護ということが改めてテーマになるのかということの理由、2015年というタイミングでこの議論をすることの意味というものを改めて確認をしておきたいのですけれども、一つは、私も、FIFAの仕事や、サッカーの仕事を中心に国際的なスポーツ界の仕事をしている中でたびたび言われるキーワードは、スポーツは特殊だからということなのですね。スポーツは確かに特殊な要素はあるのですけれども、スポーツは特殊だから、普通の人は保障されているような人権も、スポーツなら保障されなくていいのだという風に言われる。ないしは、普通では許されないような制限がスポーツ選手に対しては正当化されるということの理由として、スポーツの特殊性などということが言われます。これは Specificity of Sports という言葉で、ヨーロッパを中心に言われていることなのですが、スポーツは特殊なのだと言われる要因を考えると、特に我が国では学校教育との結び付きというのが非常に大きな要因になったと思います。我が国、韓国、アメリカという3か国はスポーツが学校を中心に発展してきたという非常に典型的な国で、ヨーロッパはむしろ学校よりも外のクラブスポーツが中心に発展してきたわけですが、日本の場合、スポーツを輸入したのは明治時代で、その当時は富国強兵の波が非常に強かった時代ですから、規律と強い兵隊を育てるというようなところと結びついて、教育との結びつきの中で、例えば体罰など、殴ってもいいのだ、ないしは酷使してもいいのだ、気合いで頑張れというようなところがどうしても中心になってきた、というところがあるのですね。

もう一つは、スポーツは結局、自らが好きでやっていることではないかというところがあります。自発的な活動であって、その結果、例えば怪我をしたとしても、それは自己責任だと。自分の好きなことをやって、例えば、プラモデルを作り過ぎてシンナー中毒になるとか、肘を痛めるとか、そんなことで権利保護などと言わないだろうと。スポーツも同じではないかと。そういう部分というのは、否めないところはあります。しかし、一定レベルではそういう部分もあると思うのですが、今、そういう二つの要素が変容しているところは、ぜひ必要な観点として理解しておきたいと思うのです。

一つは、教育との結び付きについて、学校で行われているからということで、あらゆる制限が正当化される、あらゆる酷使も正当化されるというところがあったわけですが、今、アメリカを中心に、NCAAというのは、とんでもなくお金を稼いでいるわけですね。大学スポーツというのは、大変なビッグビジネスになっているわけです。ビッグビジネスになっているということは、当然のことながら、勝利へ

のプレッシャーが大きいということです。勝利へのプレッシャーが大きい中で、非常に大きなプレッシャーを選手に課しているにも関わらず、学校教育ということで、選手にはお金を払わずに、学校だけが大金を得て、選手はある意味で、強制労働的に酷使されるというようなところが、アメリカで様々な訴訟が起きている理由になっています。オバンノン訴訟は、先ほど堀田弁護士からの紹介もありましたけれども、そういうところが要因になっているということですね。

もう一つは、とにかく社会的・商業的なプレッシャーです。我が国でも甲子園を見れば明らかなように、地元、親、様々な関係者、サポートしてくれる人からの、先ほど池田高校のお話もありましたが、大変なプレッシャーの中で試合に臨むわけですね。とても、楽しい、個人の楽しみとは言ってられないレベルの試合を経験しなければいけないわけです。私もプロ野球選手会の仕事を長年させていただいている中で、今、侍ジャパンという試合が出来ていて、選手に対するプレッシャーというのはより高まるわけですね。どんどん、そういった試合が増えれば増えるほど、選手に対する社会的・商業的プレッシャーというのは高まっていくわけで、スポーツが盛んになるというのはいいことである反面、選手に対するプレッシャーというのは非常に大きなものになってくるわけですね。

そうするとどういうことが起きるかということ、目先の勝利を求めるために、しごき、体罰、ハラスメントが起きやすくなる。当然、酷使、オーバーユースも起きやすくなる。それから、これは韓国でもよく問題になっていますけれども、学校教育を受ける機会自体がなくなる。アメリカのNCAAの場合は、一定の学業を達成しないことには試合に出られないというアカデミック・リクワイアメントというのがありますけれども、例えば韓国みたいな超スポーツエリートを育てる国の場合は、とにかく授業は出なくてよいというところで、教育を受ける機会を失って、引退した後には困るというようなことが起きてしまうわけですね。これはヨーロッパサッカーでも同じで、アフリカからたくさん未成年の選手がヨーロッパに連れてこられては、選手として使い物にならなかったということで捨てられる。母国に帰るお金もない。それから、教育を受けられていないので字も読めないようなことが、現実に起きるわけですね。こういったことに対する、青少年アスリートの保護というものを考えていかなくてははいけない。つまり、昔だったら確かに、教育のためのものではないかと、あるいは趣味に基づくものではないかと、ということが言えたことが、しっかりとした社会に注目されるビッグビジネスとして行われる局面が、アマチュアレベルでも出てきている。アメリカの調査に行ったときもそうでしたが、リトルリーグの全国大会というのは、ものすごく過大な期待を背負って、注目を集めて行われる。我が国で言うところの甲子園みたいな伝統のようですし、学校スポーツとい

う枠組みの中でもそういう非常にプレッシャーの高い試合が行われているところが、こうした、特に本日取り上げるオーバーユースの要因になり、背景になっているところがあると思います。

そういったこともあり、今はアメリカを中心に訴訟がすごく起きているということです。先ほどの堀田弁護士のご報告の中でのGlenn Wong教授、アメリカのスポーツ弁護士会の会長の発言で、今、アメリカで起きているようなことというのは、似たような学校スポーツを中心に発展してきている日本でも必ず起こるであろうと。そうすると、例えばここにいる弁護士の何名かはもしかしたら、甲子園でたくさん球数を投げさせられた選手を代理して、そのせいで怪我をしてプロに行けませんでした、もし僕がプロに行ったらこれぐらいの契約金ないしはこれぐらいの年俸を稼げたはずであるにも関わらず、それが稼げなかったということで訴訟するという人が、もしかしたら将来現れるかもしれないわけです。今は、いや、そんなことないでしょうと笑って済ますような、冗談のように聞こえる話かもしれないのですが、アメリカでは実際にそういう訴訟が起きていますし、日本でも起きないとは限らないというところに、この問題について、我々は今から真剣に考える必要性があるのではないかと思います。もちろん、みんな訴訟しましょうと言っているわけではありません。むしろ、そのような事態になる前に、我々に何が出来るかというところを考えることに意義があると思います。

ですから、非常にそういった商業的・社会的プレッシャーが増えたことによって、泣き寝入りでは済まされないレベル、今までは、しょうがない、運が悪かった、好きなことが出来たからいいじゃないか、ということで済まされたことが、親の期待ないしはプロになれば稼げる金額の増加というところで、非常に深刻な問題になってきているということがあると思います。

勝利へのプレッシャーが生み出す問題というところで考えると、ざっと言うと今のオーバーユース、それから、体罰、ハラスメント、指導者の問題もありますね。それから、教育を受ける機会が喪失する。ヨーロッパサッカーを中心に、アフリカ人選手が遺棄されてしまうという問題。それから、若いころからドーピングをするというような問題。それから、これも非常に最近、私も国際サッカー選手会で仕事としてよく扱っている話ですけれども、猛暑の中で行われる、ないしはグラウンドの不備、それから医療体制の不備、特に脳震盪の復帰ルールなどというのは、これからまたお話しする予定ですけれども、そういった環境面の問題もあります。

それから、プレッシャーが大きいということについては、NCAAでプレーしている大学生選手などは、学生という名のもとに、プロスポーツ選手と同じことをしているわけですね。ということは、NCAAの側からしてみれば年俸が必要ない選

手を使っているということと同じような状態になっているということで、今、NCAAに対して10件ぐらいの訴訟が起きていますけれども、そうした訴訟。要するに、おかしいのではないかと。実質は労働者であるにもかかわらず、学生選手という名のもとにお金を払わずに済むというビジネスをしているNCAAはおかしいということで、今、アメリカではたくさんの訴訟が起きているわけですね。これを日本になぞらえて言うと、甲子園はアメリカのNCAAほどお金は稼いでいないとしても、例えば、甲子園でチケットにお金を払って、やりようによってはVIP席1万円で売れるような試合もあると思いますし、それぐらいのポテンシャルのある、スポーツビジネス的な意味でポテンシャルのある大会であるわけですから、それを、猛暑の中で高いお金を受け取って、学生団体や主催者側、新聞社側はもしかすると儲けているにもかかわらず、アマチュア選手の方へはお金が払われないということになれば、NCAAで今起きているような問題が日本でも起きるかもしれない例だという風にも言えるかと思います。

欧米ではどのような動きが起きているかということ、アメリカでは今申し上げたように訴訟が増加していますし、その流れで各団体がガイドラインをつくる。例えばUSOC（アメリカオリンピック委員会）も「Safe Sports」というイニシアチブをやっています、そういった安全性のルールに関してのガイドラインや、安全性に関する不服申し立てが出来るような仕組みをつくらうとしているところです。それから、先ほど酒井弁護士からご紹介があった中で、インディアナ大学でも権利章典をつくるという動きがありますが、学生の権利章典をつくるなどというのは、日本では考えられないことです。例えば池田高校が野球部の選手にはこんな権利がありますということを紙で張るといふようなことは、何となく高校野球の爽やかさに反するような、あなた方はこういう権利を主張出来ますというのは、おかしいのではないかという違和感を、日本では持ってしまいそうな感じですが、これからはもしかすると、そういうことが次第に違和感のない時代になってくるかもしれないとも思います。

ヨーロッパでも、EUはこの問題に積極的に取り組んでおり、例えば、ヨーロッパでは指導者のセクハラが非常に大きな問題になっているのと、それから、特に若年層でどれぐらいの負荷のかかった運動をしていいか、すべきではないかというガイドラインを制定する動きも出てきているようです。

したがって、こうした欧米の動きがある中で、では日本がとるべき方向性というのは何だろうか。本日、こういったシンポジウムをしている最大の趣旨というのは、スポーツ庁が出来たこのタイミングで、これをスポーツ庁が取り組むべきスポーツ政策の一つにしてはどうなのか。欧米でこれだけ、Health & Safety、選手の健康・

安全問題が大きな問題になっている以上、特に2020年のオリンピックを控えて、我が国の現状からすると、こうした欧米の動きも踏まえながら、アスリート、特に青少年アスリートをいかに守っていくかということに関するガイドラインを制定する意義というのは非常に大きいのではないかと。

そういった観点を考えるに当たって、二つ重要なことがあると思うのですが、一つは、もし選手が労働者と認められるような場合、特にプロスポーツ選手ですね、スポーツ選手が労働者として扱われるのは、西ヨーロッパでは当たり前ですし、アメリカでも当たり前なのですが、東ヨーロッパや、日本のようなアジアの各国というのは、選手は個人事業主であって、労働者ではないという概念がいまだにありますので、そうすると、使用する側の安全配慮義務という観点がなく、自己責任で行うべきという発想が強くなってしまいうわけですね。労働関係の法律に詳しい方であれば、労働安全衛生法に職場の安全配慮のためにこういうことをしなさいという規定が事細かに書かれてあるということをご存じだと思いますが、もし選手が労働者と認められるのであれば、労働安全衛生法による保護が期待できるでしょうけれども、今、プロ野球選手も含めて労働安全衛生法が適用されるという扱いには原則的にはなっていませんし、もちろん労働組合ではありますが、日本の場合はそういう労働者性が曖昧ですので、プロスポーツの選手でさえ、そういうところが十分に書かれてないという問題があります。

もう一つは、学校を中心としてスポーツの事故の例というのは歴史上少なくないわけですが、それにも関わらず、失敗から学ぶ体制が十分でない。このあたりは後ほど中小路さんにお伺いしたいと思っているのですが、皆さんに先ほど宣伝させていただいた『法律のひろば』という雑誌の中に望月弁護士が執筆されている論文がありまして、その論文の中で、どうしてもスポーツ事故は繰り返されると。それは何故なのかということ、事故が起こって、何故その事故が起こったのか、再発させないためにはどうしたらいいのかということの情報が共有されないということが、一番大きいのです。それは何故かということ、責任追求への恐れであるとか、恥だとかいうような部分もあると思われませんが、失敗から学ぶ体験が十分ではないというところがあります。こういった要因から考えると、やはりスポーツ庁がリードしてこういうガイドラインを考えていくという必要性が非常に高いのではないかとということで、あるいは、アメリカで起きているようなアマチュア選手の訴訟も一つの契機になると思います。もちろん、スポーツ庁がリードしてガイドラインが制定され、それで事故が防止できるような形になれば一番いいのですが、それにも関わらず、不幸にも健康・安全問題が出てしまった場合に、アメリカのように訴訟がこれから増えていくという将来像も想定できます。

その場合に大きく分けて二つのアプローチがあると思います。先ほど堀田弁護士からご紹介がありましたが、アマチュア選手は原則的には労働者ではないので、基本的には労働組合をつくって闘うというのは難しいわけですね。ではアメリカではどのようなことが行われているかということ、一つには、NCAAの学生を中心に、労働者であると主張して労働組合を設立するという動きも現実に起きており、それもそれで一つの動きなのですが、現実的な発想としては、学校に通う生徒というのは、教育サービスを受ける一種の消費者であるわけです。ですから、選手を一種の消費者として捉えれば、消費者保護というアプローチからこの問題に取り組むことも可能なのではないかということです。アメリカではクラスアクションという制度がありますので、集団訴訟で学生が、安全が十分に確保されていない学校でプレーするという問題をしていくことが出来るわけですがけれども、日本にも、消費者保護という観点からすると、クラスアクションに似たような制度というのはありますので、そういったものも活用できる可能性はあるのかなと思います。

また、私は今、世界選手会 (UNI World Athletes) の仕事をしている関係でこういった問題に取り組んでいるのですが、ILO (国際労働機構) が、スポーツ選手について、これは労働者なのだ。したがって、労働者保護という観点から、安全配慮義務、安全配慮基準をつくりなさいということをするならば、これは大変大きな、世界的なルールづくりにつながるのではないかと思います。あとは、WHO (国際保健機構) ですね。特にアマチュアアスリートに関しては、WHOとタッグを組むことによって、スポーツをやる上での健康・安全基準というものを世界的につくっていくという働きかけもあり得るところではないかと思います。

そして、先ほどから出ています、9日間で772球投げた安楽選手のような事例というのは、安楽選手のような事例をなくそうということは、口では簡単に言えるわけですがけれども、明日は甲子園の決勝ですとなった場合に、選手も投げたいと思うのです。投げたいという選手に対して、肘が飛んでしまうかもしれないよとか、プロになれないかもしれないよとか、あり得る将来のリスクをどれくらい説明できるのか。「お前、行けるよな」と単に聞くのではなく、これこれこうだけ大丈夫なのか、あるいは、これこれこうだから投げない方がいいぞと言えるような体制をほんとうに作る事が出来るのかということが重要であると思います。

最後になりますが、逸失利益などですね。要するに、将来プロになったとしたらこれぐらいお金が稼げるにもかかわらず、今ここで頑張り過ぎることによって、その芽が摘まれてしまうかもしれないということの逸失利益の具体的なイメージと、もう一つは、先ほど腕の長さが違うという話もありましたが、例えば、もっと生活に支障のあるレベルで、例えば、肩が上がらなくなるとか、特定の仕事が出来なく

なるぐらいの障害、後遺障害が残ってしまうということもあるわけですから、スポーツによってそういった後遺障害が起こるリスクないしは具体例のようなものも詰めていく。それをきちんと告知することによって、どのように有効にアスリートを保護していくのかという視点が大事なのではないかと思います。そういったところが一つ、本日検討すべき論点としてはあるかと考えています。これは弁護士側の視点での論点整理ですが、鈴木孝政さんに本日お越しいただきましたので、まず、野球の実際の現場で、弁護士がこういうことは必要なのではないかとするのは簡単なのですが、現実問題として、こんな事例がある、ないしは、とはいえこういうところは難しいとか、こういうことは出来るのではないかとするところを、私も鈴木孝政さんの現役時代の活躍を体験し、かつ「プロ野球ニュース」での解説を見て育った世代として、ぜひ、現役中に、ないしは指導者になってからの貴重な経験を踏まえて、一言いただきたいと思います。

【鈴木】 プロ野球でも、オーバーユース、ハラスメント、私の場合は、全くその真っ最中に野球をしていた一人でありまして、今の話を聞く限り、この雰囲気を見ている限り、今であればどうかというのは、第一に思いました。それと、松浦先生の手術を受けていれば、あと5年は長生き出来たのではないかと思います。

それは少し置いておいて、底上げというのは大事なことで、少子化というのは現実問題であり、スポーツの分野というのは非常に数が多い。分散するという危機感を持っています。ですから、若い子供たちをどのように助けていくかという、ここで話は出来ませんが、もう一つ、それが浸透していないということがあります。先ほどの甲子園の話と同じように、明日決勝戦という時に、エースが投げないということはあり得ません。今、CSをやっていますが、今日これで決まるといって、一昨日投げたピッチャーに行けと言い、嫌だと言う者は一人もおりません。これはプロですから、話は別になるかもしれませんが、高校野球、また中学、今、小学生でも硬いボールを握ってやっている時代ですので、やるからには勝ちたいという思いに駆られますよね。さっき山崎弁護士がおっしゃったように、たとえ肘が飛んでも、肩が飛んでもという、一瞬そういう気持ちになります。ですから、その部分の制御というか、決まり、そういうものをもっともっと強く確立していった方がいいかと思えます。これも、ここで話をして、簡単に話はしていますが、なかなか解決には結びつかないと思います。これは、チームを担っている、預かっている監督・コーチの考えとしたら、今日のゲームに勝ちたいわけですから、ここでオーバーユース・オーバーワークの条件が付きます。ですから、そこを何とか解消するというのは、みんなが同じ気持ちになって、浸透するまで時間がかかるかもしれませんが、これはこつこつやっていってもらいたいなど、今の私の立場からは、そう感じてい

ます。

【山崎】 ほんとうにおっしゃるとおりで、だからこそこの問題というのは簡単ではなくて、私はプロ野球選手会の仕事をしている関係でWBCの会議にずっと出続けているのですけれども、WBCは投球制限があるのですね。それは何故かというのと、WBCはメジャーリーグが行っている大会ですので、メジャーリーグのシーズン前に無理をさせたくない。もちろん、各球団から選手を預かっているわけですから、壊して返すわけにいかないということで、投球制限を設けているわけですが、それに反対したのはNPBです。投球制限するとは何事かと、投球制限撤廃の話をNPBはずっと考えていて、とはいえ大多数の意見にはなっていないわけですね。投球制限は次回の2017年大会も続く予定なのですが、結局、選手は投げたいと思うだけに、外から、こうだから出来ないという形にするのは、まず一つのアプローチになるのではないかと思います。それでも、例えば日本人の目線からすると、そんなルールはおかしいじゃないかとなる話だと思っております。野球では来年からキャッチャーのクロスプレーのルールが変わりまして、今のようにキャッチャーのところにランナーががーんとぶつかって、脳震盪が起きやすいような、今ちょうど、メジャーリーグでも青木選手が脳震盪という状態で、大変な目に遭っていますけれども、クロスプレーのルールも変えていくという形になっていますので、やはりルールをつくってそこを埋めていくというのは、一つのアプローチかと思っております。そして、それをどう社会に納得してもらおうかというところがすごく重要だと思っておりますので、次に、中小路さんからぜひ、こういったところから社会の理解を得ていくかというところの、アプローチだったり、難しさだったりというものを、現場で取材されたご経験から語っていただきたいと思っております。

【中小路】 まず、簡単に自己紹介をさせていただきたいのですが、私は1991年から朝日新聞社でスポーツ記者をやってきました。サッカー中心にやってきたのですけれども、四、五年前から、競技にかかわらず横断的にスポーツを見ていく、そういう記者活動に変わっておりまして、具体的に言うと、スポーツの中での事故がなぜ起こるのかとか、けがを防ぐにはどうしたらいいのかとか、あと指導者の暴力の問題とか、そういったことをやってきた関係で、本日のシンポジウムにお招きいただいたと考えています。ありがとうございます。

私に期待されているのはおそらく、取材を通じてわかった具体的な事例というものを挙げながら、そこからこういった課題や背景が見えてくるのかというところをお話しすることだと思っておりますので、そういった発言を中心にさせていただきたいと思っております。

これまでの講演も踏まえて、まず、私が少し考えているのは、日本のスポーツ文

化のあり方として、一つの競技に特化して行っていくのが正しいのだというようなものが、こういった怪我の部分であるとか、ハラスメントにもつながっていくのではないかと感じています。

例えば、先ほど松浦先生のお話にもあった野球肘ですが、今年3月に取材した事例で、小学校6年、今は中学生になっている男の子は、左利きの選手だったのですが、肘の離断性骨軟骨炎、先ほどのお話の外側の野球肘の症例に当たったという選手です。この選手は、小学校2年からピッチャーとファーストをやっていました。去年7月に、エコーによる肘検診で離断性骨軟骨炎の初期であることが判明しました。この検診は神奈川県が北里大学の協力を得て行っているものなのですが、本人も、親も、おかしいと感じたことは一回もなかったというところで、初期で発見されました。その後、病院で診察を受けて、投げないでいれば治るということで安静を命じられまして、その後、取材するまで、1年間、ほんとうに投げていなかったようです。バッティング練習と、ファーストでキャッチするだけという練習を続けていて、時折泣きながらも、投げるのを我慢していたとっておりました。そういう安静治療を受ける中で、私が取材した病院では、そういうリハビリのほかに、再発を防ぐための投げ方の指導をしていたそうです。先ほどの松浦先生のお話にあったように、それを病院側がやるのか、現場がやるのか、見解が分かれるというのは、新鮮な思いで聞いていたのですが、そこは、体が自然に動くような腰の動かし方とか、そういったことも指導していたそうです。それから、体が硬いのが原因の一つだということがやはり濃厚でしたので、何種類かの柔軟体操を励行するように指導していたということです。

本人と、そのお父様にお話を聞きました。お父様はその少年団のコーチも兼ねている人でしたが、この小学生は、小学校2年のときから、大体1週間に2回、土日はほぼ必ず練習試合があったそうで、2試合とも7回の完投を繰り返しており、年間約100試合、完投を続けていたということです。お父様は、痛みがないので全く現実感がなかったが、今思えば投げ過ぎていたという話をされていたのと、エースが確立されているようなチームでは、そういう怪我に対する認識はどうしても薄くなるというようなことを明かしておられました。ただ、怪我が起こった後は、どんなチームでもピッチャーは2人以上いなければいけないということ。土日のどちらかは投げないという指導を心掛けなければいけないということ。また、小学生なのだから、みんなピッチャーをやりたいということ。そうであるならば、それをみんなにやらせてあげてもいいのではないかといいところまで、考え方を変えてきたようです。

この取材に協力していただいた医師のお話ですが、現在でも、基本的にはこうい

った野球肘の問題には、保護者や指導者の知識不足があるということでした。そのために、安静が必要だと言っても、それを実行してくれないというような現実であるとか、初期で、検診の結果、怪我があることがわかって治療に来てくれないとか、あるいは監督が、あそこの病院に行くと野球をやらせてくれなくなるから、行くなと言ったり、そういった例がよくあると聞いています。

もう一つ、けがの症例についてですが、こういった野球肘の取材をしている中で、実は今、肘ではなくて、膝の離断性骨軟骨炎が増えているということがわかってきました。兵庫医科大学の協力で取材させてもらったのですが、肘と全く同じ症状が膝でも起きていて、昨今やや増えてきているということでした。兵庫医大で2005年から2010年の間に膝の離断性骨軟骨炎と診断された子供が、7歳から16歳の間で28人いたそうです。このうち、半分の14人がサッカーをやっていたということでした。これに関する記事を書いたとき、野球肘という言葉があるので、少し象徴化するために、「サッカー膝」という言葉をつくってしまったのですが、これはもちろんサッカーだけの現象ではないということを、まず言い添えておきます。

この取材に協力してくださったのは、兵庫のある強豪高校の3年生の男の子でした。6歳からサッカーを始めていたそうです。小学校3年のときに、練習中に右膝が痛くなったということでした。そのときは軽い痛みでしたが、数日後に激痛に襲われたために、病院で検査したところ、軟骨が傷ついているという診断でした。サッカーはしばらく出来ないということで、手術もしたそうです。その後復帰したのですが、小学校5年生のときに、今度は左膝、逆の足に同じ障害が見つかってしまい、再度手術を受けて、復帰まで半年かかったということでした。最終的にはそういった強豪校で出来るようになったのですが、そういった治療を受けたのが幸いであったということです。医者からは、過度な走り込みが原因であると言われていたそうです。

こうした事例から見えてくるのは、まず、小さい頃からスポーツを行っているということではなく、小さい頃から一つのスポーツばかりを行っている。もしくは、その競技で身を立てようとするあまり、過度な練習量になっているということが想像されます。一つの競技に特化した活動をしていくと、どうしても特定部位の使い過ぎにつながるという部分は否めません。

またもう一つは、今、スポーツというものが進学的手段になっているという現実があります。いわゆるスポーツ推薦で、高校にも、大学にも入ることが出来る。日本代表になりたいという夢とはちょっと別の次元で進学的手段になっているようなところがあると思いますが、それを目指して子供も親も小さいころから英才教育をした方がいいのではないかという雰囲気蔓延していると言っても、過言ではあり

ません。そうすると、小学生年代、中学生年代で、勝たせたい、成績を残したいというところにつながり、それが無理につながり、怪我につながるのではないかとこの部分があると思います。

それに対して、実際にどういう対策があり得るかということですが、サッカーに関しては、野球の投球制限と似たような形で、そういったことの認識が徐々にされ始めていて、例えば西宮のサッカースクールは、小学生の練習では軸足に負担が大きいシュート練習はほとんどしないというところがあります。また、Jリーグのセレッソ大阪の18歳以下のユースのアカデミーでは、すごく細かいことをして、同じ部位に負荷がかからないように、例えば走る方向、グラウンドを走る練習やサーキットトレーニングでも、必ず逆方向をやるという配慮をしており、右回り、左回り、両方することでいろんな部位が使えるようになるということを実践しているそうです。

またもう一つ、スポーツ文化の部分で言うと、色々なスポーツを敢えてやろうよと呼びかけているスポーツクラブというものが、徐々に全国で出始めています。一例を挙げると、高崎市のNPO法人新町スポーツクラブというところですが、ここは多くの競技や遊びを体験させることを実践しています。ドッジボール、サッカー、鬼ごっこ、押しくらまんじゅう、1日に何種類も遊びを通じて運動をさせるということを行っています。実は、このNPO法人は、一時、強化をしっかりとしようという方向性になったことがあり、男子はサッカー、女子はバレーボールをしっかりと練習しようよという方向にしたのだそうですが、その結果どうなったかということ、そこから巣立っていった選手たちが高校生になった時に大体5分の1が怪我に苦しんでいたということが、追跡調査の結果、わかったそうです。ですから、それがわかった時点で、また元の方針に戻したということなのです。

実際に一つのスポーツをし続けることが一体どういう弊害を生むかということまで、おそらくまだエビデンスがとれていないのではないかと思います。こういった対策の一つとしては、何らかの形でそういったエビデンスがとれていくと、小さいころから一つのスポーツに特化していくことの弊害というものがわかりやすく、いろんな方に伝わるのではないかなと考えています。

【山崎】 ありがとうございます。今のお話で非常に重要なポイントだったのは、一つの競技に集中することの弊害ということで、先ほど堀田弁護士のレポートにもありましたが、アメリカでは一つの競技に集中する方向になってきてしまっているそうなのです。それは二つ理由があり、とにかく、大卒という学歴を得るためには、先ほどのニューヘイブズ大学のように、非常に大学の学費が高いため、奨学金がどうしても欲しい。奨学金を得るためには、スポーツの競技力を高めなければい

けないということで、早いうちから一つの競技に集中させるということが起きていることが一つと、もう一つは、プロスポーツの年俵が非常に上がっていますので、何とかいいプロスポーツ選手になってほしいという親の期待が大きい。この二つの要因があるようですね。ですから、今は複数の競技をすることが重要だということを伝えていきたいのだという話は、今回のアメリカの調査の中で、ほとんどの方が異口同音におっしゃっていました。

その観点からすると、松浦先生が、長年、特に1981年からずっと野球選手を診続けられているというのはすばらしい実証的な活動だと思うのですが、この30年ぐらいの間に、野球に対して初期の発見を目指してやってこられて、例えば、負荷を軽減させようとか、こういう練習法の方がいいのではないかと、傾向ないしは診察において、昨年と今年は違うなとか、この10年で随分変わったなと感じられることは、ありましたか。

【松浦】 まず、障害そのものの実態といいますか、それに関しては、数はそれほど変わっておりません。わずかに少なくなったかな。ただ、変わってきたことは、重症例は確実に減ってきたかなと、そういう実感はありますね。

練習法云々に関してはわかりませんが、確実に練習量は減っていると思います。小中学校の指導者の方に聞いているのは、10年、20年前の練習をすると、おそらくほとんど皆が故障して動けなくなるため、全体的に、基礎体力が落ちてきているので、それは無理であると。実際、現場に行ってみられたらわかると思いますが、女の子が投げるような感じで、何故この子が野球場にいるのかなという子がいるのです。それが、10年ぐらい前であれば外野に1人ぐらいであったのが、最近では内野手の中にもそういう子がいて、こんな子がどうして、学校体育ではなく、地域の野球クラブの中にいるのかなと。それは、参加してもらうという観点から言えば、非常に良いことなのですが、見ている、いかにも危ないなというような子が確実に増えてきているということです。

【山崎】 鈴木孝政さんにもぜひお伺いしたいのですが、現役時代に活躍されて、それからまた、指導者としてドラゴンズに戻っていらした時に、時間的にはかなりあった、現役中と比較するとかなり時間がある中で、プロ野球の現場での例えば負荷のかけ方であるとか、あるいは今の話に出てきた基礎体力だとか、そういう面での違いを感じられることはありましたか。

【鈴木】 基礎体力のある人が、選ばれてきているわけです。しかし、我々のレベルではかりますから、それ以上に耐える基礎体力をつけるわけですね。皆さんに、我々の練習内容、練習時間を言ったら、きっと驚くと思います。それでも、さっきの小学生ではありませんが、伸びる者は伸びますが、そうではない者もいるわけで

すね。ですから、その辺りの葛藤はまた大変であって、ではやればいいのかという風潮になってくるわけですね。そうすると、今までずっと見てきて、最終的に残っていく、上へ行く者というのは、もちろん、みんなでやる練習もあります。これは、総合練習というか、チームプレーですから。それだけではなくて、自主的、主体性を持った練習を行っていくと、その差がいつかは出てくる。必ず出てくるのです。それはまた、普段の、今日の練習、今日のゲーム、そこをこなしていく、選手個々の意識の差は必ず出てきますから、そういうものは、先ほど、山崎弁護士がおっしゃった、この子がグラウンドにいていいのかという、これもまた小さい子供たちのレベルであって、それも野球、我々も野球なわけですね。そういうところの、レベルは違いますが、共通点はいっぱいあるわけです。ですから、プロ野球だからこう、子供だからこう、ではなく、野球というもの、これに挑戦していくとか、みんな向かっていくわけですから、そういうものをプロでも子供でもよく見てやって、そういうものを尊重してやる必要があるのではないかなと思います。そうすることによって、楽しさも生まれてくるのだと思うのです。

【山崎】 今の話は、すごく重要な部分ですね。自分で決めるということの大切さかなと思います。特に野球の世界ないしは体育の世界というのは、指導者が、これをやれと言ひ、指導者の言うことを聞くか、聞かないかということが大事だということです。ないしは、それで勝つ、勝たないというのが大事だという、そういう時代から、アメリカ調査でもこれは感じたことなのですが、もちろん勝利のプレッシャーがかかる試合というのは当然あるわけですが、それとは別に、スポーツというのは本来、自分で楽しむためのものであって、指導者は、スポーツによって、例えば、自分のスキルを上げていく、ないしは人格を形成していく、お手伝いをする役割だと。ファシリテーターというか、補助者だという役割ですね。先ほど鈴木孝政さんとシンポジウムの前にお話ししたときもそういうことをおっしゃられて、なるほどと思ったのですが、そういった、スポーツをやる意義に関わる話がここにはあるのだと思っています。確かに、勝利だけが重要なのであれば、殴ってでも、酷使してでも、とにかく目先の勝利を追えばいいわけですが、その子供ないしはその選手の人生という観点からすれば、やはりスポーツを通じて幸せになることが大切なのであって、ある人はプロに行ってお金を稼ぐということが幸せかもしれませんし、ある人は、プロに行かないけれども、スポーツを通じてすばらしい体験を得て、それを違う職業で生かしていくということかもしれませんし、多分この問題には、スポーツのあり方といいますか、スポーツにどう取り組むかということのあり方が問われているのかなと思いますし、同時に、選手が自分の頭で考える能力がすごく必要とされているのかなと思います。先ほど鈴木さんとお話ししていたと

きに、プロになっても指示待ちの選手が多いというお話をされていて、なるほどと思ったのですが、それはやはり、小さい頃からそういう環境でスポーツをしてきた結果、そういう風に至っているということだろうと思います。ですから、そのあたりの、勝利が大事なのか、スポーツを通じて自分を高めていくことが大事なのかというところも含めた、現場の意識というのがすごく大事なのだと思います。

先ほど松浦先生からお話がありましたが、以前に、池田高校出身の水野選手と、報徳出身の金村さんと、PL出身の桑田さんが対談されていた記事を私は読んだことがあります、報徳出身の金村さんは、とにかく水を飲んではいけないと、必死に水を飲まずにやっけていて、よっぽどトイレの便器をなめようと思ったけれども我慢したという話載っていたのですが、一方で、池田高校は当時、超回復という観点を導入していて、あえて運動をしない、体を動かさない、筋肉を休ませるという指導を行っており、金村さんとしてはすごくショックを受けていたという、そういうことが書かれていました。徳島というのはそういう意識が高いのか、たまたま池田高校がそうだったのか、どっちなのでしょう。

【松浦】 私もそれを小笠原氏から聞いたことがあります、超回復というか、水分をとることに限っては、池田高校は進んでいたと思います。地元で大塚製薬という企業がありますが、ポカリスエットが出たのが79年か80年ぐらいで、その試供品を池田高校が使っていたという話は聞きました。それは蔦さんの経験ですよ。さわやかイレブンで負け、54年の夏も負け、田舎の子は接戦になった時には難しいと。だから、とにかく圧倒的に有利に、破壊的にするような方法をとろうとして、そういう方向に進んで行ったのだと思います。私も、池田高校の野球部の練習を見たときには、驚きました。5分か10分ぐらいキャッチボールしたら、あとはひたすら打つだけなのです。打って、打って、打ちまくって、守備練習はほとんどありません。最後に少しシートノックをやって終わりという。ですから、当時の常識からといますか、今でもおそらくそんなことはしないと思いますが、発想の転換というか、そういうことだったのだろうと思います。

【山崎】 そういう高校がある反面で、先ほどから話題になっているような、今、楽天にいる安樂選手が9日間で772球投げたということがアメリカのESPNという放送局で取り上げられて、ものすごいショックを与えたということですね。今回、メジャーリーグの選手会にお邪魔してお話をしたときに、772球なんて1年間で投げる球数だと言われて、それはあり得ないだろう、よくそれで親から文句が出ないねとか、そういうことを言われました。それこそほんとうに、子供たちの練習時間は一、二時間程度なのです。ですから、それこそ自分の頭で考えて。メジャーのキャンプなどもそうではないですか。全体練習の時間は、すごく短いのですし。

だから、自分で選択して自分の課題に取り組むということを、わりと早くから行っているのかなというイメージがあるのですが、集団主義というか、みんなで一生懸命やるのだ、甲子園を目指して一生懸命やるのだというところのカルチャーはどうしても残っているというところに、大きな問題があるのかなと思います。

しかし、他方で松浦先生のように、こういう問題があって、初期の段階でこういうことを発見しなければいけないのだ、投げ過ぎはいけないのだというところも含めての、いわゆる科学というものは進歩してきているわけですね。ですから、いかに科学を取り入れる環境に出来るか、ないしはそれに対する社会的な納得を得られるかというところが、ここでこの話を机上の空論に終わらせないポイントになるのかなと思うのですが、科学を現場に取り入れていくために、一つのソリューション（解決策）として考えられるのは、指導者のライセンスの話なのではないかと思っ
ていまして、例えばアメリカでは先ほどの脳震盪の問題がすごく問題になっていますが、今、脳震盪がこれだけアメリカで話題になっているので、非常に厳しい法律などが各州で出来ており、例えばテキサス州なんかは、脳震盪から復帰しても大丈夫ですという医師の証明書がないと復帰は出来ません。その医師の証明書がないにもかかわらず復帰させた場合は、その大学に対する補助金が止まってしまいます。大学に払われる補助金というのはとても大きな金額ですから、例えば60%ぐらいが補助金である場合もあるので、非常に厳しい制裁を受ける状況になっているという話を伺いました。日本は、それこそプロ野球選手がずっと取り組んできたプロ・アマ問題でようやく学生資格の回復が実現するようになり、ようやく、サッカーのような指導者ライセンスというものを野球でも取り入れる、入り口の部分あたりまで来たという段階とみているのですが、色々な反対論もある中で、そういったライセンス制度を取り入れるということも一つの考えかなと思います。鈴木孝政さんのご経験の中で、おそらく、指導者のレベルでも、玉石混淆といえますか、様々なタイプの方がいらっしゃる中で、野球において指導者ライセンスが果たせる役割といえますか、その是非も含めて、ご意見をお願いします。

【鈴木】 プロ野球のコーチの資格は、ライセンスは要りませんから、試験も面接もありません。ですから、人脈、学閥、郷土閥、この辺りで出来ていることが、実際のところ多いです。

しかし、さきほどのライセンスの話で言えば、アマチュアの野球を教えるのに、元プロ野球の選手がライセンスを取っていますよね、今。あれはどうかなと、いつも思っています。一応みんな、プロ野球で極めたわけですね。その人たちがアマチュアの野球を教えるのに、何故ライセンスを取らなければいけないのかというのは、非常に疑問に感じています。アマチュアサイドの方々が、垣根は取っ払ったと

言いますが、まだまだ溝を感じますね。

【山崎】　ほんとうにおっしゃるとおりで、まさにそういう話がしたいと思っていました。これも若干センシティブな話かもしれませんが、学生野球資格回復の制度を導入する過程では、今、アマチュア野球界で監督をされている方の猛反対があるので、元プロに入ってこられては堪らないという人が多いわけです。それはほんとうに、私からすると論外だとは思いますが、他方で、私もずっとプロの方の仕事をしていますので、色々なOBの方々に聞くと、名球会の選手は、それこそ鈴木さんもほんとうにプロで活躍されて、今さらライセンスが必要とは何だというのは、気持ちとしてはあると思います。その気持ちはどこから来るかという、アマチュアの人たちはライセンスを取らなくてもいいのに、プロにだけそれを強いているというところなのですが、その趣旨というのは、要は、プロ・アマルールをちゃんと守りましょうね、プロ・アマルールというのはこうですよというところであって、あなたはどのくらい野球が出来るのですかというテストではないので、その辺りの誤解も多少はあるのかなとは思いますが。

【鈴木】　大いにあると思います。

【山崎】　しかし、全体に統一した、例えば、どうしたら野球肘になりやすいのかということや、あるいは酷使とはどういう局面で生まれるのか、また、こういう場合に指導者はどうあるべきなのか、どういうことをサジェストするべきなのかということも含めた、アマもプロも問わない、全体のベーシックな部分のライセンスをつくるということに関しては、なお意味があるのではないかと私は思います。アマチュア球界でライセンスを導入する動きがあり、我々も勉強していますと、我々は、野球肘がどうやって発生するのか、ないしは酷使を避けるためにはどうしたらいいのかということに関して勉強していますというベースがあって、同じことをやりましょうというのだったらともかくとして、要は、今行われている学生野球資格回復というのは、学生野球資格の回復のためのものですから、プロの、彼らの言葉で言うと汚れた人たちがきれいになるためにこの講習を受けましょうというような発想があるので、そういうところがやはりプロとアマの溝をまだ深くしている要因になっているのではないのでしょうか。そうすると、その先の議論に行けなくなってしまい、それはすごく勿体ないことだと思います。先ほどもご紹介がありましたが、メジャーリーグで「PITCH SMART」という投球制限のガイドラインがあり、それは、メジャーリーグがアマチュアに対して呼びかけて、メジャーリーグは多大な契約金を払うわけですから、その選手が入ってすぐトミー・ジョン手術を受けなくてはならないということになると困るので、若いうちからこのように大事にやっていきましょうということを行っているわけですが、日本でも、プロとアマチュアが一

体となって取り組むということは、殊野球に関しては、なかなか難しいのではないかと感じています。

サッカーに関しては、プロであろうと、アマチュアであろうと、全員統一してライセンス制度というものがありますね。同じことを学ぶわけです。ですから、そういう意味では非常に参考にすべきところがあると思うのですが、日本のプロ野球には、アメリカの「PITCH SMART」のようなガイドラインがありませんし、むしろWBCに投球制限を廃止するべきと言っているぐらいですから、メジャーリーグがアマチュアに呼びかけるというアメリカとは反対に、我が国の場合はどちらかということと学生野球の方が発達してきたという部分がありますので、多分、文化的な背景の違いがあるのだと思います。

【鈴木】 ちょっといいですか。

【山崎】 どうぞ。

【鈴木】 選手を守るという話で、また私の話になりますが、抑えをやっている頃、21歳の時に、足をひねって足の小指の骨を折ってしまったことがあります。折れてしまったのですね。私はその時、非常に大事なポジションにいたものですから、まず怒られて、休ませてもらえませんでした。足にチューブを巻いて、ゲームで投げさせられました。そのおかげで、仮骨という骨が盛り上がってしまい、今でも痛みがあります。これが一つの例です。

選手を大事にするという話になると、岐阜商業に、あと1週間後にドラフトで1位指名になるのは間違いない、高橋純平というピッチャーがいて、この夏、高橋投手はハムスというところが肉離れを起こしたのです。それで投げなかったのですね。岐阜商業は甲子園に行けませんでした。そのエースが投げれば、まず間違いないだろうと、下馬評というか、決まりだという雰囲気だったんですが、敢えて休ませました。この辺りを見て、勝利至上主義ではなくて、少し違った方向で、選手を守ろうということに関しては、少し浸透してきたのではないかと、高橋投手に対しての扱いで感じましたね。

【松浦】 私も、今、特に高校野球に関しては、鈴木さんがおっしゃるような方向に進んでいるのではないかと思います。というのは、大体ああいう、ビッグといいますか、スーパーといいますか、そういう選手というのは、あまり無名校に行くことはなくて、かなり野球名門校と言われるところに行っている。私は野球名門校の監督とそう面識があるわけではないですが、少しお話を聞く過程では、生徒といいますか、選手を預かっているという意識というものが強くて、選手を預かって、育てて、それで出すと。出すときに、現実的な言い方ですが、進学・就職先をはっきりと確保するということが、最近の監督の、昔はおそらくなかったと思うのです

が、大きい使命の一つになっているようです。ですから、そこで最悪なのは、故障して、出ていくときに出先がない、あるいは出ていく時に潰れた状態で自分のところから出したということになると、結局、選手が入ってきてくれなくなると。中学の指導者から評価がすごく低くなって、県立岐阜商業は県立ですからわかりませんが、私学の学校の監督はその辺りに対して、ものすごく神経を使っているように思います。ですから今、そういう意味での抑制がかかっているのではないかという感じがします。

徳島では、ほとんどが公立で、私立は1校しかありませんが、ここ一番というところになると、結局、その1試合とか、その1イニングとかで、その子や、一緒にグラウンドに出ている9人の進路、つまり就職や進学先が決まります。ですから、そこで投げたいと言われたら、こちらもどうにかプレーが出来るようにさせてやろうという感じになってしまい、結局、投げさせてというか、投げてもらって、試合中、ブチっと肘の靭帯が切れたのを、私は2回見ました。選手は泣きましたが、私もネット裏で泣いたというようなことですね。そういうところがあるので、ここ一番で、投げさせるのか、投げさせないのかというところというのは、現在の社会のシステム上、相当難しいところで、そこを変えらるとなると、ある意味、日本社会の一部を変えてしまうようなことになってくるので、相当難しい問題なのではないかと感じています。

【山崎】　しかし、先ほど松浦先生の講演の中にもありましたように、今、野球人口が減ってきて、サッカーにとられる、ラグビーにもとられてしまうかもしれないという危機意識が芽生えてきたことが、もしかすると変わるかもしれない土壌になってきているのではないかと感じます。これはアメリカの調査でも実際に感じたことですが、アメリカンフットボールの脳震盪がすごく問題になっているせいで、子供が、ないしは親が、アメフトなどという危険なスポーツはさせたくないという風に思い始めていて、競技人口が減っているらしいのです。ですから、NFLやNFLの選手会などが必死に、こうすれば大丈夫ですということで、何とかアメフト人口の減少を食い止めようとしている状況があるようです。今、侍ジャパンをつくって、何とか野球人口の減少を食い止めようという動きがある中で考えると、他のスポーツとの競争というものが要因になっている部分はあるのではないかと感じました。

また、先ほど松浦先生からお話があったことで言うと、勝利へのプレッシャーがある、ないしは進路が決まってしまうという中で、実際に、君は投げるのをやめなさいと言うのは難しい。文化にも関わる話というのは、その通りだと思います。一定レベル、日本ほどではないにせよ、どこの国にもある程度それはある問題のよう

で、リトルリーグの世界でも、大なり小なり、そういうことはあるようです。

例えば、現実的な話ではないかもしれないことは承知でお伺いするのですが、よくインフォームド・コンセントというものがありますね。例えば、手術する前に、こういうリスクがありますと。次第に手術を受けるのが嫌になってしまうほどの、同意書を提出させられるということが医療の世界で行われているわけですがけれども、例えば野球の現場で、これ以上になるとこういうリスクがありますということを、同意書という形かどうかはともかくとして、決勝で投げるか、投げないかは、最後はあなたの選択次第だが、もしかしたらこうになってしまうリスクもある、過去にはこうなった例もある、ということを告知するということは可能なのかどうかということに関して、少し考えてみたいと思うのですが、いかがでしょうか。

【松浦】 実際のところは文書化していませんが、自分自身の数少ない経験で、それに関しては、話はしています。ただ一つ言えることは、その元となるデータと言いますか、それがあまりにも少な過ぎるように思います。ですから、先ほど申し上げた投球数のガイドラインの球数にしても、今、徳島大学でやっているもので、3けた、1、000で出しておりますが、1、000というのは500～600万いる野球人口の中から言うと、限られた数の中での話なので、野球医学というのではなくて、野球学というのでしょうか。そこのところにはおそらく、技術的なことや、体力的なことなどの医療系のことと、その他に、栄養や、休養なども入ってくると思います。そういうことを統括するような団体、これもおそらく現場だと思うのですが、そこに弁護士の先生方などに入っていくとか、現場だとか、医療だとかというところが入っていくと、もう少しデータ自体を増やさないと、なかなかインフォームド・コンセントを文書で行うなどということは難しいと思います。

それと、実際のところ、おそらく、そういうことをする医者は嫌われます、現場の野球選手からは。会って紙1枚を書いてもらうだけでも、大変だと思います。インフォームド・コンセントをいっぱい出す医者というのは、あんまりいい医者ではないですね。結局、相手に決定権を委ねている。私たちにしても、手術法に、A法、B法、C法、三つぐらいある中で、どれを選びますかという提示をすることというのはあるのだろうと思いますが、そういう医者のところには、おそらく患者は行かないでしょうね。全部間違っているかもしれないけれど、「これだ」と力強く言ってくれる人、そこに自然と人は集まりますし、おそらく、大体はそれが合っているのです。合っているといいですか、確率が高い。手術室に入って、この三つの中からどれを選ぼうかと悩んでいるようでは、皆さん、心許ないですよ。最初から、「これだ」と決めてやる。ですから、インフォームド・コンセントのことは難しいのではないかと思います。

【山崎】　ほんとうにおっしゃるとおりだと思います。だとしたら、結局、教育レベルでどのようにしていくかということだと思いのですね。選手が自分の意思で決定したという、最後はそうなるとしても、自分がきちんと正しい知識を持って決定した。親なり、指導者なり、正しい知識を持って決定したと言える環境をいかにつくれるかが大事なのだとすれば、これはぜひ中小路さんにお伺いしたいのですが、今、松浦先生がおっしゃった、症例がなかなか十分ではないという部分がある。それは何故かという、情報がなかなか共有されないというところにあると思うのです。野球は我が国でもこれだけ歴史があるわけですから、我々が知らないというか、公開されていないというか、共有されていない情報というのはたくさんあるはずなのに、それが共有されにくい環境にあるというところに問題があるのか。であるとするならば、その情報が集まってくるインフォメーションセンターのようなものがつくられていかなくてもいけないのではないかなと思うのですが、その辺りに関して、いかがでしょうか。

【中小路】　スポーツ障害だけではなくて、スポーツ事故に関する知識や情報というものも、共有されていないというのが現状であると思います。そういったものが共有されないが故に、先ほど挙がっていた、失敗から学ぶという部分が決定的に欠けているのではないかと思います。死亡事故や重大な後遺症が残るスポーツ事故を取材していると、数多くそういう事例に当たります。被害者本人や、お子さんを亡くした遺族の方とお話をしていると、その方たちの思いというのは、加害者憎しというのはもちろんありますが、それ以上に、自分がこんな体になってしまったことや、子供が亡くなってしまったことを再発防止に役立ててほしい、今後こういう事故が起きないように方向につなげてほしいという意味で、真実がどういうことだったのか、一体何が起こったかということを知り、それを明らかにしてほしいという思いを、ほとんどの方が持っています。しかし、結局、当事者若しくは学校やクラブ側は、結局、自己の責任問題であるとか、補償問題ということを恐れて、隠蔽するというような事例がたくさんあります。

少し古い話になり恐縮ですが、典型的な事例は、2002年に東京都の私立高校のラグビー部でプレーしていた選手で、一昨年お話を聞かせていただいたのですが、彼は話は出来ます。ただ、車椅子生活で、食事と入浴については要介護の状態です。事故が起こったのは紅白戦で、タックルを受けて倒れ、首がボキッと鳴ったと記憶している、と話していました。詳しいことはわかりません。その方は、さっきの思いと同じで、二度と僕のような体になるラグビー選手をつくらないために、一体何故こうなったのか、事実を明らかにしてほしいと、学校側に要望しました。誰かに責任を取ってほしいという思いはなかった、と話しています。ところが、指導者や

学校側は、一体どういうプレーがあったのかという説明が二転三転してしまって、不慮の事故だったと片付けていこうという方向性が見えたそうです。今となっては、直接加害してしまった選手が不当な扱いを受けないようにという配慮だったのかもかもしれませんが、その方は、真実を明らかにして欲しいという思いから、学校を相手に調停をしました。最終的には和解しましたが、和解に至るまでの話し合いというのは、その後の生活の補償問題を重視してしまい、原因究明や再発防止策には触れられなかったということで、その方としては、現実的などころで折り合ったものの、やはり心情としては非常に不満が残るものでした。

他にも、色々な学校での死亡事故を取材すると、学校はまず隠蔽に走ります。ですから、一体、息子に何があったのかというのを知るために、損害賠償請求をするという親がたくさんいます。逆に言えば、そのようにしないと真実が明らかにならないという状況が、結局は同様の事故が起こることにつながっているのではないかという思いは、強くあります。そういった意味で言うと、先ほどのラグビーの方は、指導者や学校の過失部分を争わず、共に事故を減らす行動をとれないのかどうかということを自問自答している日々でした。

【山崎】 それはすごく痛ましいストーリーですね。非常に理解出来るといえますか、調停や裁判というのは、もちろん取り得る一つの枠組みなのですが、闘いの要素がどうしても出てしまいますね。ほんとうは、真実を知り、再発防止に役立ててもらいたい、この事故を無駄にして欲しくないという真摯な思いでやっているのかもしれないのですが、どうしても学校側は、文句を言われた、ないしはお金を請求してきたというところから、なかなか前向きな話に行かなくなってしまうところが、裁判という枠組みの問題であり、難しさだと思います。

それこそ、2年前にこのプロジェクトチームでヨーロッパに海外調査に行った時に、当時、我が国はちょうど体罰の問題が盛んに批判されている時期でしたので、海外で、体罰をした、ないしは虐待をした教師の履歴がどう共有されているのかということを調べたところ、イギリスでは、例えば、過去に虐待をした、ないしは体罰をした指導者が、サッカーで体罰をして、次に行ったところではラグビーで普通に指導者をしているということがないように、その情報を共有する仕組み、チャイルド・プロテクションという枠組みの話ですけれども、されているということでした。アメリカにも同様の仕組みがあるようで、体罰で問題になって首になり、他のスポーツで普通に指導者をしているということがないように、情報共有の仕組みが進んでいるという話があるのですが、これはほんとうにより強い意味で、こういった事故ないしはオーバーユースの事例というのは、情報が集まってこないといけない話だと思います。

それを考えるに当たって、例えば野球でそれを具体的にどう実現するかということを見ると、先ほど鈴木さんともお話しした、プロとアマチュアのある種の伝統的な仲の悪さというところが歴史上は非常に障害になっていた部分がありまして、9月20日に亡くなった松原徹・日本プロ野球選手会の事務局長が一生懸命、元プロの選手がアマチュアで指導者が出来るようにということでシンポジウムを全国で開催して、高校生のためにプロ野球選手が無料で指導するという枠組みをつくることによって、プロとアマチュアが次第に仲良くなって雪解けしていったという歴史があり、にも関わらず、アマチュア側はプロに入ってきてほしくないというような意識がまだ強いことで、そういう潜在的な仲の悪さというか、リードできない部分が少しあるのは残念なところです。ただ、スポーツ庁ができると、国が、より上のレベルがそれをリードする。何も野球界に限らず、サッカー、ラグビー、様々なスポーツに共通したプロジェクトとしてリードできる可能性はあるのではないかと。もしかすると期待し過ぎなのかもしれませんが、しかし、今やらずにいつやるのだという感覚は持っているのです。ですから、まずは情報共有がしっかり図られるということが大事なのではないかと思います。先ほど宣伝がありましたが、『法律のひろば』という雑誌、本日も販売しておりますが、望月弁護士が執筆されている論文には、失敗から学ぶ必要性と、それが十分に行われていない現状が語られていますが、スポーツ庁というのは、もしかしたらそれを解決する一つの大きなフレームワークになる可能性もありますし、日本がほんとうの意味でのスポーツ立国として発展していくためには、避けて通れない部分なのではないかと考えています。

会場から質問をいただいています。二つほど、松浦先生に質問が入っていますので、そちらを少しご紹介したいと思います。

「松浦先生に質問です。肘の障害の機序がよくわからなかったので、教えてください。軟骨がぶつかる・こすれることを繰り返すことで障害が生じるという理解でよろしいでしょうか。また、大リーグ投手で肘の故障でトミー・ジョン手術を受ける選手が多数いますが、本日講演をいただいた青少年の野球肘とは異なる障害でしょうか。ご教授いただけると幸いです」。

【松浦】 ありがとうございます。順に答えていきたいと思えます。

肘の障害の機序で、軟骨がぶつかる・こすれることを繰り返すことで生じるのかということについては、外側のほうの離断性骨軟骨炎という障害に関しては、そういうご理解でいいと思います。投げる動作は、要するにこの動作の繰り返しでなりますので、こういう動作というのは、外側は、衝突するような、そういう形をとるのです。内側のほうは引っ張られるような機序になってきますので、内側のほうは違います。内側のほうは、レントゲンで見ますと、骨の下のところが少し欠けたよ

うな感じで、皆さん、忘れられたかもしれませんが、そういうレントゲン像が見えたと思いますが、あそこは、靭帯や筋肉、腱などがくっついている部分ですので、そこで引っ張られて下に剥がれたような感じになってくるということで、内側のほうに関しては、ぶつかる・こすれるのではなく、引っ張られるということで理解いただければいいと思います。

また、大リーグ投手でトミー・ジョン手術を受ける選手がありますが、青少年の野球肘とは異なる障害でしょうかということですが、これは異なる障害です。トミー・ジョン手術というのは、内側の靭帯損傷のことです。ですから、本日お話ししましたような骨軟骨の障害ではなく、骨軟骨に付着している靭帯の損傷、切れた、あるいは断絶したということになりますので、異なります。

以上ということで、よろしいでしょうか。

【山崎】 はい。

もう一つ、松浦先生に質問があります。「成長していく上で体づくりのトレーニングを入れた方が良くと思うのですが、どれくらいの時間をかけたら良いでしょうか」。

【松浦】 これもなかなか難しいですね。直接的に、この質問にダイレクトな答えはないですが、先ほど、幾つかのスポーツ種目をした方が良くというお話をされていたと思います。それは医学的な根拠がありまして、スキヤモンの成長曲線というものがあり、それはどういうことかと言いますと、人間の体で神経系と持久系、心臓とか肺ですね。そこと、筋肉という、三つに大きく分けると、人間の体は、一番初めに発達するのは神経です。その次に、心臓や肺などの持久系になります。その後、筋肉。

神経系が一番発達するのが、小学生時代です。ですから、小学生時代に色々な種目を経験したり、あるいは同じ野球をするにしても、色々なポジションをしたりということは非常に大事で、小学生年代に身につけた体の動き、身のこなしというのは、人間、一生終わるまで定着しているようです。実際、自分が40代半ばになると、定着しているのかなあという疑問は残りますが、少なくとも、20代、30代頃までは、そういう動きは定着しているようですので、色々な運動をした方が良いでしょう。

次に、呼吸・循環器系が発達してくるのですが、大まかに言えば、中学生の時代です。ですから、その時期には、比較的長い距離を走ったり、泳いだり、サーキットゲームトレーニングなどをしっかりやった方が良いでしょう。

最後は筋肉。これは高校生ですが、要するに、レントゲンで見させていただきましたが、骨端線というものが閉じて以降が大人の骨で、そうってから筋肉トレーニングをした方が良いでしょう。それまでに筋力トレーニングを激しく行くと、故障して

いくということになります。

時間的にどうなのかというところになってくると、なかなか、どのぐらいの時間やった方が良いかという、科学的な証明というか、エビデンスはないのですが、やはり30分から2時間程度までのところが一応は妥当なところではないかなと思います。

【山崎】 まさに今おっしゃったような、正しいトレーニングの仕方、ないしは、成長過程において、何が正しい、適切なトレーニングなのかということに関する知識は、ものすごく重要なわけですね。でありながら、例えば、先生も先ほどいみじくもおっしゃっていましたが、父親には大体、通用しないといいますか、父親が指導者である場合も多いので、聞いてくれないということがありますね。そのため、母親に話をすると。アメリカで海外調査をした時も、親御さんたちにどう理解していただくかというところがすごく大事と多くの方がおっしゃっていました。サッカーの世界では、バルセロナ事件という、ほんとうは未成年で移籍が禁止されている子供がラ・マシアというバルセロナのユースに入り、久保君など、日本の子供も実際に行っていて、結局、それはFIFAルールで、未成年者の移籍のルールに反してはだめですとなり、その道は閉ざされたわけですが、とはいいつつ、若いうちから、どうしても自分の息子をヨーロッパに行かせたいとか、南米の子たちを中心にそういうことが絶えないのですね。何故それが絶えないかというと、親の期待が大きいです。うちの子はメッシになれる、うちの子はクリスティアーノ・ロナウドになれると、多くの親が、勘違いというのは言い過ぎかもしれませんが、そう思ってしまう、すごく期待が大きいというところがあって、期待が大きい親が非常に増えてきているというのはアメリカにおけるすごく大きな問題で、それが、親に対する教育といいますか、理解を得ることを難しくしている原因であると思います。松浦先生と中小路さんにぜひ聞いてみたいのですが、どういう形で親御さんたちに理解をしていただくのが効果的なのか、ご経験を踏まえて、感じるころがあれば、教えていただければと思います。松浦先生から。

【松浦】 答えが難しいですね。親御さんの教育、経済的な背景というものは、ほんとうのところ、あると思います。ですから、それも踏まえた上でお話をしないと、かえって反感を買うというところがありますので、そのところは、今までの事例を交えながら、同じような状況になっている子のことについて話をするというようなことなのですが、やはり近視眼的に物を見て、将来的なことといいますか、少し先のことは、極端な話、半年後とか1年後のところというのは、なかなか想像が出来ないのですね。逆に、父親や母親の競技レベルが高く、心に余裕のある人というのは、私たちが感心するほど慎重に、治療もするし、治療後の復帰に関しても

時間を掛けるのです。その違いは何かと聞かれると、本質的なところということになってきて、そこをいかに教育するかというのは非常に大事だし、解決していかないといけない問題ですが、具体策となると、なかなか難しいですね。その答えがあるのであれば、教えて欲しいぐらいです。

【中小路】 極端な言い方をすると、バルセロナに息子が入るとか、日本代表になるとか、そんなことはほとんど無理なのだということをおぼえてもらうということではないでしょうか。

それにすごく関連のある事例が一つあるのですが、これは2013年の出来事です。当時、新体操のクラブチームに入っていた中学生の女の子なのですが、4歳からクラブで新体操をやっており、あるとき、練習に行こうとすると、玄関で過呼吸を起こして、嘔吐をし始めました。実は、その子は足の怪我でドクターストップがかかっていたのですが、その前日に、怪我したこと自体を親子で指導者からなじられていました。その前々日には、さらに試合でミスしたチームメイトに指導者が、あなたのせいで全国大会に行けなかったと、罵倒している場面を目撃していました。もともとその指導者は、保護者がいないところになると日常的に、平手打ちや、足蹴をするような指導者でした。その女の子ですが、過呼吸を起こした後は、学校に通い、放課後に練習に行かなければいけないと思いはじめると具合が悪くなり、保健室で寝るという日々になってしまい、ある日、お母さんの元に「死んだ方がましかも」というメールが来てしまったと、そういう状態だったそうです。

ここから今の話に関わるかと思うのですが、そういう状況を見ても、お母さんは、やめさせるとか、チームを移るという選択肢が採れなかったそうです。その理由として、一つは、クラブから娘が期待されていることがわかる。もう一つは、自分自身も学生時代に一つのスポーツを全うした経験があり、それが自分に生きているという思い。それともう一つ、そのクラブは結構名門であるため、もしかしたら娘も、日本代表になれる、オリンピックに出られるのではないかという期待が捨てられなかったということをおぼえて、取材で正直に答えてくれました。その娘さんは結局、父親が、長期出張から帰ってきた時に、これは大変なことになっているというのをおぼえて、この子は壊れてしまうし、お前も壊れているという風に奥さんに告げて、父親が、クラブを辞めさせて、それからは、学校の部活動は元気にやっているということでした。そのお母さんは取材の中で、日本代表の夢というのは自分自身も持っていたけれども、よくよく考えれば、プロ野球選手になれる確率や東大に行ける確率よりも、日本代表というのはすごく低い確率であるにも関わらず、そんな夢を持ってしまったこと自体、間違っていたのだということをおぼえられて、そういった過度な期待と、子供の個性を重んじて好きなことをやらせてあげたいという思いとは、

全く別物なのだということを何とかして知らせていければいいなと思っています。

【山崎】 その話は、すごくいい話ですね。

【鈴木】 私もいいですか。それは親の教育法でしょう。

少年野球教室によく行きますが、そこで、野球教室の時間をちょっと省いて、お母さんたちを集めて、話をしてあげます。話すことは、チームには、エース、レギュラー、そうではない、補欠もいます。これで成り立っています。エースのお母さん、レギュラーのお母さん、4番バッターのお母さん、親はみんないます。「そうではない親の人はあなた方を必ず僻んでいますから、それをお忘れなく」と、はっきり言います。プロ野球の選手でも、一度、お母さんに会ったことがあります。伸び悩んでいます。1億5、000万もらっています。ここにお姉さんがいました。全く同じことを話してやったら、このお姉さんが、「私、感謝しております。全くそのとおりです」と。そういうことで、「上に立った選手の親御さんは、ふだんの言動・態度に、少し気をつけたほうがいいですよ。他の人はそう思っていますから、もし逆の立場だったらどう思いますか」という話をよくしてあげます。「私は17年で586試合登板しました。自分の母親は1試合も見に来たことがありません」で結ぶと、みんな静かになります。(笑)

【山崎】 素晴らしい話ですね、その話は。

アメリカでも同じような質問をいろんな方にさせていただいたのですが、どのように親御さんたちに理解していただいたらいいのでしょうかと聞くと、みんな一様に「うーん、難しいね」と言って、きちんとした答えは得られなかったという、それぐらい難しい問題だとわかって、敢えて少し意地悪な質問をさせていただいたのですが、今の鈴木さんのお話では、結局、親に対してどれぐらい向き合えるかということなのかなと思いました。やはり客観視できない。中小路さんのお話にもありましたが、子供に対する期待から客観視出来なくなるというところにすごく大きなポイントがあり、それに対して誰が客観的なことを言ってあげられるのか、その役割を誰が担えるのかという部分が重要で、それを避ける方が楽なのでしょうが、今の鈴木さんのように正面から言ってもらえるということは、ほんとうに有り難いことなのだろうと思います。

【鈴木】 その件に関しては、お医者さんは言いにくいと思いますから、我々が全部やります。立場、立場で、言える人、言いつらい人、言ってはいけない人もいますから。その辺りは大丈夫です。

【山崎】 そうすると、例えばですが、指導者と医療の現場ないしは松浦先生のような医療の専門家のつながりというのは、すごく大事になってくるのではないのでしょうか。

【鈴木】 おそらく、仲良くしなくてははいけませんね。普段のコミュニケーションが重要です。コミュニケーション以外の部分もあります。全部が全部、完全に治っていくわけではないという覚悟を持ってのお付き合いはします。

【山崎】 私も色々な選手の仕事をさせていただいて、多くに共通する問題というのは、これはプロの選手の話ですが、どうしてもトレーナーは、早く現場に戻りたいというプレッシャーの中で、ほんとうは治ってないけれどもオーケーと言ってしまうケースがあり、結局、早目に試合に出したことで、またすぐに壊れてしまうということが多々あります。

【鈴木】 見切り発進については、医師から診断書が出て、次にトレーナー、その次に監督に報告がある。その間で、選手がトレーナーを止めるということがあります。隠すということですね。これをこのまま伝えなくてくれと。診断書では、あと2週間休まなくてははいけないとなっていますから、嘘をつくのです。そうやって選手は生きています。

【山崎】 実際、年俸に関わってくるわけですからね。

【鈴木】 ポジションを取られてしまいますから。二軍であれば、なおさらです。皆さんは一軍のイメージしかないと思いますが、二軍の選手はほんとうに、毎日が必死です。ですから、2週間休むなんて、とんでもないということです。例えば、私生活で皆に迷惑をかけたということがあるとします。体罰ではありませんが、ペナルティーを課すのであれば、私はいつも、5試合出場停止としていました。これが最も有効でした。

【山崎】 ヴァンフォーレ甲府というJリーグのチームが中々面白い取組をしていました。少し前の話ですが、城福監督の時に、コンディショニングを含めて、きちんと怪我を治して復帰させるというものです。怪我をする状態というのは、チーム経営からすると、払っている年俸が無駄になる状態ということですから、最も効果的な形で現場に復帰しなければ意味がないことになります。例えば、選手を早目に戻してまた壊れてしまったら、意味がない。現場としてはもちろん使いたいけれども、無理をさせたら、さらに大きな損がその後降りかかってきますので、正しい認識を持って、復帰のタイミングを含めて、トレーナーと共に、情報をしっかり共有して、正しい判断が出来るように努めたということでした。その結果、そのチームはJ1に昇格をしたそうで、すごくいい話だと思いました。

今、鈴木さんがおっしゃった例というのは、選手が、トレーナーに本当の診断内容を言わないでほしいと頼むということでした。そういうことが成り立ってしまうと、上に正しい情報が入らなくなるわけですね。ですから、そうは言っても実際はどうなのだということがきちんと情報として入ってくる体制をつくっていく必要が

あるということだと思います。そうだとすると、メディカルスタッフと指導者の現場、ないしは、アメリカなどは、投球制限はGMが全部管理しているということでした。日本の私たちからすると、GMがそのようなことをするというのは、イメージしづらいことですが、それぐらいの体制で、つまり、色々な役割分担、まさに鈴木さんがおっしゃったような役割分担がある中で、情報がほんとうに入りやすい形をつくっていくというのは、すごく大事なんでしょうね。親も含めてコミュニケーションがとりやすいような状態にするということが、すごく大事であると感じました。

【鈴木】 そのこのラインの人間関係にあまり携わっていない人が発言するという、これも一つの手段ではないかという感じもします。

【山崎】 問題は多分、客観視出来るということですね。

【鈴木】 そういうことですね。

【山崎】 客観的な情報がいかに入りやすい体制にするかという。

【鈴木】 そういうことですね。

【山崎】 客観的な人間が入れば、もしかするとその傾向は強まる可能性がありますし、とにかく正しい情報で正しい判断が出来るという体制にいかにしていくかというのは、すごく大事になるだろうと思います。

先ほどからご紹介している、論文を書かれた望月弁護士が本日は会場にいらっしやいます。スポーツ法学会の会長として今まで事故の事例にたくさん携わってこられたこともありますので、どうしたら情報共有ということが正しく図られるかということを含めて、ぜひ望月弁護士からご発言をいただきたいと思います。

【望月】 東京弁護士会の望月でございます。昔から、事故の原因・背景は無知と無理という言い方をしています。今年引退をしたオリックスの丸毛謙一選手は、守備練習のために外野に向かって走っていた時に、左側頭部に、ワンバウンドした打球の直撃を受け、硬膜外血腫を発症し、引退を余儀なくされました。

2005年に巨人にドラフト1位で指名された辻内崇伸選手は、一軍登録が一度もないまま、2013年に引退しました。辻内選手は、「2年生の夏に、一度だけ肩のけがをしました。大阪府大会で、準々決勝、準決勝、決勝と連投することがあったんです。準々決勝くらいから肩が痛かったのですが、我慢して投げ続けました。試合前は、薬を飲んで、注射を打って、針を打って、アイシングをして……。いろんなことをしていました。とにかく痛みがひどくて、試合の不安よりもそっちが先にありました。尋常じゃない痛みの中で投げていましたね。」と語っています。その当時、痛くてとても投げられないと監督に言ったけれども、監督から「そんなことで、お前降りるのか」と言われたというエピソードも語っています。ほんとうにプ

ロ野球でプレーしてみたいと思っている選手が、正しい知識を持つことができないまま、誤った選択を強いられるのであれば、問題だと思えるのです。プロに行けなくてもいい、甲子園で活躍したいのだと。それが私のゴールですと本人も保護者の方も思っておられるのであれば、それは一つの選択であると思います。そういう意味で、知っていて無理をするのか、知らないで無理をするのかというのでは、決定的に違うのではないのでしょうか。

桑田真澄さんは1983年から85年にPL学園高校野球部に所属していました。彼は、野球部の練習で、水を飲むなどと言われて隠れて便器の水を飲んだ経験を語っています。スポーツ医学も、道具も、戦術も進化しているのに、指導者だけが立ち遅れていると指摘しています。

バスケットボール男子日本代表元監督の小濱元孝さんがケンタッキー大学で研修した時の練習というのは、2時間だったそうです。練習時間が短いことに仰天したと話していました。そのかわり一つ一つの練習は、短時間でもすごく集中していて、集中度が日本の練習と全然違うと言っていました。小濱さんは、だらだらと長い練習をするのではなくて、いかに短い時間で集中度を高めて練習するかということに勉強したと語っています。

大谷翔平選手を育てた花巻東高校野球部佐々木監督は、入部してくる1年生全員の肘のレントゲンを撮ります。さっき松浦先生がおっしゃった、骨端線が閉じているか否かを確認するためです。昔はよく、お尻が大きい方がいい投手になると言っていて、走り込みをたくさんさせていたものです。しかし、佐々木監督は走り込みを必要以上に行わない。投球動作の足のステップで使用するのは大臀筋。大臀筋に筋肉を付けるには足を開いた状態でスクワットをやればよい。経験に頼らず、科学で考えるからです。

科学に基づき正しい指導ができる指導者が増えつつありますが、まだ全体で言うところごく一部で、多くの現場では、無知と無理を繰り返しているように思われます。

にジュニアなども、どんどん厳しくやって欲しいと言う親がいます。それは、ジュニアに必要な練習の内容を知った上で言っているのか、無知と無理で言っているだけなのかは、大きな違いがある気がします。

私は、プロとアマチュアの両方の野球関係者に事故予防の講演をする機会があります。失敗から学んだ例で言うと、死亡あるいは後遺障害を残した学校事故はスポーツ振興センターのデータベースになっています。「野球」のキーワードを入れてソートをかけると、後遺障害を残している事故と死亡事故の内容が出てきます。平成17年度から平成26年度の5, 559件の障害・死亡事例の内野球は656件で全体の1割以上を占めています。ですから、野球関係者には、このデータベースに

アクセスしてもらい、こういう事故が起こっているということを知ってもらい、同じ事故を繰り返さないようにと語っているのです。丸毛選手がもしこのデータベースの事案をよく調べていけば、事故は避けられたのではないかもしれないと思っています。ほんとうに悲しい思いをしながら聞きました。

ありがとうございました。

【山崎】 今、丸毛選手の事例が出ましたが、プロ野球選手会とNPBの話し合いの中では、丸毛選手の事例を踏まえて、今後はそういう事故をどのように防止していくのかという話をしている最中でして、そのためには過去の事例をたくさん集める必要があるということになっていますが、プロの世界のそういった事故というのは、これもきちんとデータベース化はされていないために、人々の記憶に頼るしかないという状況があるのです。ですから、今、JSCにそういったデータベースがあるというのは非常に貴重なお話ですし、あるいは、それがプロに生かせる部分もあると思います。プロ、アマチュアを問わず、それが広い意味でのスポーツ全般のデータベースになればいいですし、それを実現できるのは、スポーツ庁のようなところの大きな役割でしょう。ようやくスポーツについて、そういうことを分野問わず横断的に行える省庁が出来たということであると思いますので、ほんとうにこのタイミングは逃したくないという思いがあります。

もう一つ、望月弁護士にお伺いしたいのは、そうであるにも関わらず、失敗から学ばない現状があるというのは、みんなそれを見ていない、あることも知らないということからなのでしょうか。

【望月】 東海大学の野間口英敏先生がおっしゃっているのですが、事故を回避する能力を高めるには、五つの大事なことがある。一つは、判例から学ぶこと。二つ目は、報道記事から学ぶこと。三つ目は、専門誌から学ぶこと。四つ目は、指導者から学ぶこと。それから五つ目として、経験・体験から学ぶこと。事故を防ぐために、この五つをおっしゃいます。後ろの二つは、現役の指導者はある程度行っています。しかし、最初の三つは、指導者はあまりできていない。例えば、ある事故が静岡県で起こる。でも、千葉県では同じような事故が起こっていないので、千葉県では、対策を取らずに同じ事故を繰り返す。愛媛県でも同じように事故を繰り返す。このようなパターンで、全国紙あるいは全国ネットのテレビで報道されているにも関わらず、他人事みたいに聞いてしまう。あるいは、強い風で、サッカーゴールが倒れる事故が起きたとします。それはサッカーの話であって、野球は関係ないと思っていて何も対策をせず、防球ネットが倒れて、大怪我をする、あるいは亡くなってしまふということを防止できない。他の地域、他の競技の事故を、他人事に思ってしまったことが、一番大きいのではないのでしょうか。

【山崎】 医療の世界で、おそらくスポーツドクターと呼ばれる方々も人数としてはそれほど多いわけではないと思いますが、その間での事例共有の仕組みというのはあるのでしょうか。

【松浦】 特にサッカーなどは、チームドクター会議というものもあるのですが、実際のところは、学会とか、そういうレベルでの事例報告ということになります。それがどの程度浸透しているのかというところは、少し疑問符といいますか、そういうところがあります。ですから、先ほどのオリックスの選手の硬膜外血腫のケースも、結局、本日最初にお話ししましたが、生命に関わってくるようなことであれば、皆、これはということになってくるのですが、ほとんどの事例は大体、そこまで行っていないですよ。最近であれば、心臓震盪ですね。あれなどは、結構浸透していると思います。ですから、胸でボールを落とせという指導はしてはいけないというのは今、少年野球では一応、一般常識化されるようになってきましたが、それがおそらく、現状だと思います。

【山崎】 おそらく中小路さんは色々な記事を書かれて、先ほどの、無念な親御さんたち、ご家族の思いを記事に書くことによって代弁したり、あるいは社会に出していったりして、啓蒙といいますか、認知を広げることをされてきたと思いますが、そういった成果や、そういうことを実感された場面はありますか。例えば、あの記事を読んで、こういうことが大事なのだと気を付けるようになりましたとか、そういうことについて、ご経験上ありましたか。

【中小路】 高いレベルにいる監督や競技団体から言われたことは正直ないですから、報道機関がそういった啓蒙や啓発をしていく意味合いや成果がどれだけあるかというのは、私には自信がないところではあります。しかし、わかりやすい形で、例えば事故が起こりやすい要素など、そういったものは数多く発信されていると思います。例えば、今年に入って、ほんとうに残念ながら、柔道事故で二人亡くなっています。福岡の中学1年生と、神奈川県の高校1年生、これは熱中症なのですが。しかし、その事故の内容を紐解いていくと、それまでに、これは危険だと言われている要素が、少なからずあります。その一つは、中学1年生と高校1年生なのですが、1年生というものが死亡する比率が高いのです。これは名古屋大学の内田准教授が調べたデータなのですが、少なくとも柔道の中での死亡事故は、高校では高校1年が65%、中学では中学1年が50%。つまり、初心者が多い中学1年生と、高校に入って競技志向が高まって練習が本格化する高校1年生が、死亡する可能性が高いということが一つです。

また、これは全柔連の安全指導の冊子にきちんと出ている話なのですが、死亡事故の6割が5月から8月に集中しているというデータが出ています。これは先ほど

の、初心者が多いということと競技志向が高まった高1が多いということ、それに暑いという部分が関連すると思うのですが、きちんとそういうデータもあります。もう1点、これも全柔連の冊子に出ているのですが、大外刈りの練習中に頭を打って死亡するという事例が、技としては一番多い。福岡で亡くなった中学1年生も、実は大外刈りをかけられて亡くなっています。

また、熱中症ですが、これは日本体育協会のデータであります。過去、学校の体育活動中に熱中症で亡くなった子供の71%が、標準体重の20%以上の肥満であるという結果が出ており、神奈川県で亡くなった高校生も110キロ超級の選手で、肥満です。つまり、そういう選手が必ず事故に遭うということではもちろんありませんが、そういう選手がいるとか、高校1年生、中学1年生を抱えている学校の指導者などは、そういうデータがあるということのを頭に置いて、練習メニューを組んだり、注意深く見たりすることが必要だと思います。しかし今年、残念ながらそういう事故が起こってしまったことで、福岡県の教育委員会とその高校は第三者調査委員会を立ち上げて検証しようとしているので、それを見守る必要がありますが、そういう認識がどこまでなされていたかということも含めて、検証する必要があると思っています。

【山崎】 ほんとうに情報共有するということの大切さを考えるに当たって、どうやったらみんなで情報を出していこうという気になるかというところがすごく大事で、責任追及されるかもしれないというところでも隠す方向に働いてしまうのですが、出すといいことがあるのだという形にすると、もっと集まりやすくなるということを仮説として立てるとすれば、2年前にスポーツ団体のガバナンスを良くするための海外調査を行ったときに、海外で行われている、今、FIFAなどもそうですが、色々な競技団体がある中で、いい経営、いい運営をしていこうと。いい運営をスポーツ団体がしていくためにサポートをするのだという流れが出てきたんですね。それはほんとうに、アメとムチというか、北風と太陽というか、両方のアプローチがあるのですが、いい経営をしてきちんとこの要件を満たさないと、補助金は出さないという、ムチのようなアプローチもあれば、逆に、いいことをしていると奨励されるとか、褒められる、表彰される、ないしは、いいことをするためにサポート組織が立ち上がるというようなアプローチと、両方があるのです。

我が国のこれからを考えていくに当たっては、先ほどの訴訟や調停の話のように、こちらに責任追及するつもりなのか？という、警戒心を呼び起こさない枠組みで情報を出していただくというところからまず始めることが大事であると思います。つまり、より多くの人々が豊かにスポーツを楽しむことが出来るようになるためには、どうしたらいいか。事故を避けた方がいいですねと。ないしは、長くスポーツが出

来るようにした方がいいですと。そのためにはどうしたらいいか。では、過去にあった事故の例、オーバーユースの例を研究しましょう。そのために例えば、スポーツ庁から、調査補助金や調査奨励金を出します、ということも有り得ると思います。スポーツ庁に話もせず、勝手に申し上げていますが。

今ここで2時間お話しただけでも、鈴木さん、中小路さん、松浦先生から色々な事例をお聞きすることが出来て、ほんとうに私自身も勉強になって、これからいろんな現場で問題が生じた時にはぜひ、これはどうなのでしょうかと相談したいと思える、有益なお話でした。この輪をもっと広げていくということが、すごく大事なのだと思いますが、そうだとしたら、まずは、そういう情報が集まりやすくするために、それを奨励する仕組みが出来ないものでしょうか。これを出さないと罰則を与えるとか、責任追及するというような形から始めるのではなく、みんなでスポーツをもっと豊かに楽しめるような環境にしていくためにはどうすべきなのかというところから制度設計が出来ればいいのではないかと、少し考えた次第です。

残り時間も少なくなってきましたので、最後に、今のようなお話を踏まえた上で、松浦先生の本日のお話をお聞きして強く思ったのは、ここに参加されている多くの方々もなるほどと思われたとお察ししますが、おそらく、もっと知りたいと思っている方が多いと思うのですね、私自身も含めて。そうだとすると、定期的なコミュニケーションであるとか、気軽に、松浦先生のような方に気軽にご相談することが出来るかどうかはともかくとして、例えば若手の先生方を含めて、色々な情報共有、懇親、ないしは定期的な情報交換のようなことが出来れば、すごく良いのではないのでしょうか。私自身も、色々経験してきたわりには勉強不足の部分が多いなと反省しましたし、何かそういうことが出来ればいいと思っているのですが、同じように、中小路さんも実に豊富な事例をお持ちで、鈴木さんも、現役時代の体験のみならず、野球教室等々の経験から、選手の保護者とどう向き合うかということも含めての経験を数多くお持ちですので、こういう経験を生きた知として集めることが出来ればいいなと思いました。最後に、今後について、すごくオープンな質問かもしれませんが、そういったお互いの交流ないしは情報交換を出来るようにするために、何か、こういうことが出来るのではないかとか、むしろこういうことが出来ればもっと伸びるのではないかというご意見があれば、お一人お一人からいただいて、締めたいと思います。松浦先生からお願いします。

【松浦】 情報交換に関しては、おそらく、個人レベルではなくて、学会など、そういうところの話になってくると思います。ただ、学会などになってくると、なかなか顔が見えてこないというものもあって、そこは結局、人間のフェイス・トゥー・フェイスでの対応になってくるので、そこをいかに解決していくかという、

それは少し時間が掛かると思いますが、一つ、提案といいますか、比較的現実的なこととして考えられるかなと思うのは、評価です。といいますのは、結局、私たちもデータは色々出していますが、画像で、治った、治っていない、これは医者が判断出来ることですが、選手が治療に対して満足しているのかどうか、痛みがあるのか、ないのか、これは、実際のところ、医者の前では選手は正直には言いません。それは反省すべきところで、医学界の方でも、患者立脚型とか、あるいは患者満足度ということで評価はしているのですが、これはあくまで、医者の側の方に、プライオリティーといいますか、主導権があって、その上での話です。それは少しおかしいところがあって、その評価をするのは、第三者の機関であるべきではないかと思えます。それは、スポーツ庁というものが出来たのであれば、そこであってもいいのだろうし、あるいは弁護士の先生方をお願いしてもいいかもしれません。医者の学会に弁護士が入ってこられると言うと、相当上の方では強い抵抗があることが予想されますが、しかし、誰かがするとなると、やはりそれなりの立場の人でなければ出来ませんから、時間が掛かるとしても、世の中の今の流れからすると、先ほどの情報共有というよりは、現実的な話に近いのではないかと思います。

【中小路】 午前中、鈴木先生のお話をお聞きしていて、課題後追い型と課題先行型とおっしゃっていましたね。例えば、こういった事故の報道やスポーツ障害の報道についても、実は我々もはっきり、課題後追い型、何か起こった後によりやくそれに反応するというのをずっと続けてきたわけです。実際に、課題先行型で、何か提言をしていける方法はないかと考えていくと、何も無いところで何かを報じていくというのはそう簡単ではないのですが、しかし、そういう姿勢が大事だと思っておきまして、そういうことを我々がやっていくことで、何も変化はないのだけれど、しかし重要なことをやっている、そういう部分を報じていくことで何らかの提言が出来ていくのではないかと考えています。

【鈴木】 本日色々お話をさせていただきましたが、出来たらこうしてあげたいとか、こうしたらいい方向へ向くのではないかとという事項が、多々あったと思います。これには時間が掛かります。しかし、私は野球監督を2年間務めて、ミーティングでいつもコーチにお願いしたこと、これは何か共通点があるような気がします。二軍というのは一軍に選手を送り出してこそ意味があるという世界です。その選手が活躍してくれると、とても嬉しいです。一方で、コーチが、それを自分の手柄のように話したり、アピールしたり、そういう人を多く見てきました。それが嫌で嫌でしょうがなくて来たわけですが、私はいつもコーチに、結果が良ければ、それはみんなで作りました、悪ければ、私が悪いですと、そういう気持ちになってくれということを随分言ってきました。ですから、時間の掛かることなのですが、皆さん

が、少し違った意味かもしれませんが、そういう気持ちになってくれたら結構早く浸透するのではないかという気がします。みんなでわかり合って、誰かが先頭になって、勇気のある発言、決まりをつくってくれるのが一番いいのですが、今のようない気持ちに少しでもなってくれたら、その時間を少しは省くことが出来るのではないかという気がします。これは共通するかどうかわかりませんが、私の経験から一言述べてみました。

【山崎】 今の意識というお話は、ともすればあるべき論で終わってしまう側面もあるのかもしれませんが、しかし、再確認すべき重要なことだと思います。意識を一人一人が持つことによって、もっとスポーツ界が良くなるのだという実感を持つことが大事だと思いますし、実際に、正しい知識を持つことによって、例えば苦しんでいた選手がきちんと復帰して活躍できるようになったりだとか、練習時間を思い切って短くすることが、実は選手のコンディション上すごく大事だったということだったりとか、おそらく、あるレベルから先は意識と勇気の問題なのかなと思うのです。どうしても日本の場合、長い時間練習することが良いというようなカルチャーがありますし。これは実は、野球界に限らず、スポーツ界に限らず、会社でも、長い時間、会社にいる方が良いというようなカルチャーが我が国全体としてまだあるわけですから、別に会社に長くいることが大事なのではなくて、生産性が大事なのだとするところを一人一人が意識することが重要ですね。そして、スポーツ界だけではなく、日本社会全体のパワーアップというのは、今は国際レベルで競争しなければいけない時代なので、我々は、正しい知識で効率よく、スポーツも、仕事もやっていくということがすごく大事なのだらうと思います。そのためには、あらゆる情報が集まって、それを皆で情報交換出来るというプラットフォームが重要だと思いますので、このスポーツ庁が出来たタイミングで、このようなシンポジウムを持たせていただき、大変大きな収穫を得ることが出来ました。これが話だけで終わらないようにするためには、弁護士含めて、今後も勝手ながら色々な形でコミュニケーションをとらせていただければと思っておりますので、こういったメンバーが例えばスポーツ庁の有識者会議のような形になるであるとか、そういった未来が訪れればいいなあと思いつつながら、本シンポジウムを締めさせていただきます。本日はありがとうございました。(拍手)

【司会】 4名のパネラーの皆様、長時間にわたり、貴重なご議論いただきました。誠にありがとうございました。

パネラーの皆様にもう一度、盛大な拍手をお願いいたします。

(拍 手)

【司会】 ありがとうございました。どうぞご降壇いただき、お席にお戻りくだ

さい。

それでは、最後に、弁護士業務改革委員会委員で、第4分科会会長の酒井俊皓弁護士から、本分科会の総括と提言をさせていただきます。

【酒井】 皆さん、長時間、ありがとうございます。パネリストの先生方、ほんとうに有益なお話をしていただきまして、私がここでまとめをするという、それはとても出来ません。おそらく、ここでお聞きになっていた皆さんが色々なことを感じられて、今後様々な形でスポーツ界のために見守っていかうと思っておられると思います。

本日お聞きしていて、総括と提言というよりも、感想をお話させていただきたいのは、情報の共有という非常に重要なキーワードが出て、望月弁護士もおっしゃっていましたが、失敗から学ぶ。それは、まず前提として、情報がなければ、学ぶことは出来ないわけです。要するに、まず情報をきちんと把握する。みんなが情報を共有して、それに対してどうしていったらいいかと、そういう形でやっていくということです。それから、鈴木寛先生からは、スポーツ庁について、今までの経過とともに今後、弁護士を通じて具体的な現場からの声を吸い上げていくことが必要だということをおっしゃっていましたので、まさに本日お話があったように、おそらく皆さん、オーバーユース、あるいはスポーツ事故というものは、ない方がいいと思っていることは間違いありません。オーバーユースなどはなく、トップアスリートになる人はそうなっているし、そうではない人は健康でスポーツを楽しむということをやっていくということです。それは誰でも思っているのですが、本日も出ていましたように、言うのは簡単でも、日本のスポーツ文化というところから言っても、これは一朝一夕に出来ることではなく、鈴木さんがおっしゃったように、大変時間が掛かることです。しかし、時間は掛かるけれども、キーワードにあったように、情報を共有して、みんなが考えて、松浦先生のような医師、あるいはジャーナリスト、あるいは現場の指導者の方、あるいは弁護士が、一体となって対応を考えて、スポーツ庁に色々な提言をして、出来れば、本分科会の目標とする方向としては、何とかスポーツ庁にオーバーユースや事故についてのガイドラインをつくってもらいたいと考えております。また、情報をスポーツ庁に集約をしてもらって、誰でも見られるようにする。そして、そこを発信元にして、各界で色々なことを考えていく、そういう提言をしていきたいと思っております。

ほんとうにまとめは雑駁なものになりましたが、本日のパネリストの皆様のお話から、我々弁護士は十分、今後のスポーツ界のために役に立つことが出来るということですから、これから皆さんと一緒に日本のスポーツ界のために協力をしていきたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。

ありがとうございました。(拍手)

【司会】 以上をもちまして、第4分科会、「青少年アスリートのスポーツ権の確保と弁護士の役割～その心身の健康と安全を守るために～」の全てのプログラムを終了いたしました。長時間にわたり、ご清聴いただき、まことにありがとうございました。

— 了 —